



神奈川県

KANAGAWA

平成31年度 国の施策・制度・予算に関する提案

平成30年 6月
神奈川県

提案に当たって

神奈川県政の推進につきましては、日頃から格別のご支援を賜り、深く感謝申し上げます。

わが国の景気は、緩やかに回復しているものの、更に力強い経済成長につなげていくためには、一層の施策が求められています。

しかしながら、超高齢社会の進行に伴う医療・介護需要の大きな伸びは、医療・介護施設や人材の不足を招くとともに、社会保障費の大幅な増加につながっており、地方自治体の財政に大きな影響を与えています。

そうした中で、本県は、「子どもみらいをスマイル100歳に」をテーマに掲げ、子どもたちの将来を見据え、それぞれのライフステージに応じた取組を行い、いつまでもずっと輝き続けられる持続可能な社会を作っていこうと、これまでの県の施策を発展的に展開しているところです。

併せて、こうした施策展開を可能とする財政基盤を確立するため、これまでも人件費の抑制や県債の発行抑制など財政健全化に取り組んできたところですが、義務的経費が8割を超える硬直化した財政構造は改善しておらず、山積する政策課題に的確に対応し、将来にわたって持続可能な財政運営を行っていくためには、地方税財政制度の抜本的な改革が不可欠です。

また、本県では、「未病」を基軸とした健康・長寿社会の実現に向けた取組や、誰もがその人らしく暮らすことのできる共生社会の実現に向けた取組を強力に推進していますが、これは、国全体、社会全体として取り組むべき普遍的な課題でもあります。

そこで、国の施策・制度・予算に関する提案をとりまとめましたので、是非、ご理解をいただき、平成31年度の予算編成及び施策の展開に当たり、特段のご配慮とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

平成30年6月

神奈川県知事 志田祐治

目 次

| | |
|--|----|
| I 地方税財政制度 | |
| 1 地方財政制度の改革 | 1 |
| 2 地方税制度の改革 | 3 |
| II エネルギー・環境 | |
| 3 分散型エネルギーシステムの構築 | 5 |
| III 安全・安心 | |
| 4 大規模災害対策の推進 | 7 |
| 5 基地対策の推進 | 13 |
| 6 AI（人工知能）を活用した予測に基づく治安対策 | 15 |
| IV 産業・労働 | |
| 7 成長戦略の実現に向けた国の政策の推進 | 17 |
| 8 都市農業の持続的発展を図るための税制度の見直し | 19 |
| 9 働き方改革の着実な推進 | 21 |
| V 健康・福祉 | |
| 10 地域包括ケアシステムの構築に向けた医療・介護提供体制の推進 | 23 |
| 11 健康・長寿社会の実現 | 29 |
| 12 共生社会の実現と障がい福祉制度等の見直し | 33 |
| VI 教育・子育て | |
| 13 子ども・子育て応援社会の推進 | 35 |
| VII 県民生活 | |
| 14 拉致問題の早期解決 | 37 |
| VIII 県土・まちづくり | |
| 15 広域交通ネットワークの整備促進 | 39 |
| 参考1 提案事項 府省別一覧 | 41 |
| 参考2 提案事項 神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略 関連項目一覧 | 43 |

I 地方税財政制度

1 地方財政制度の改革

1 地方交付税の総額確保

【提案内容】

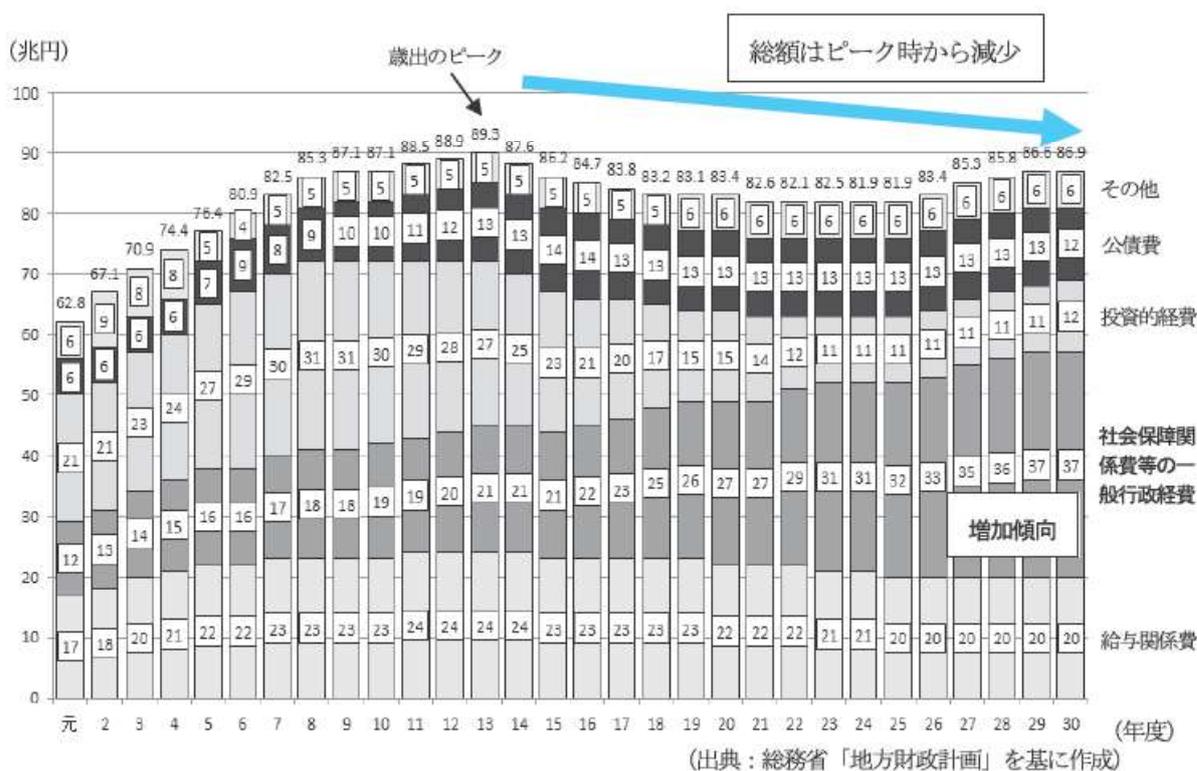
提出先 内閣府、総務省、財務省

地方の固有財源である地方交付税は、平成27年度の地方財政対策において法定率が見直されたものの、現状では、地方の仕事量に見合った額が確保されていないことから、更なる法定率の引上げにより、総額を確保すること。

◆現状・課題

近年、国の予算総額は社会保障関係費の増などにより増加傾向にあるが、一方、地方財政計画の歳出総額はピーク時から減少しており、地方は増加する社会保障関係費の財源を給与関係経費や投資的経費の削減により捻出している。そのため、地方財政計画に地方の財政需要を的確に積み上げ、地方交付税の総額を確保する必要がある。

〔地方財政計画の歳出の推移〕



◆実現による効果

地方交付税の総額確保により、地方自治体は安定的な財政運営を行うことができるようになる。

(神奈川県担当課：総務局財政課)

2 臨時財政対策債の廃止

【提案内容】

提出先 内閣府、総務省、財務省

臨時財政対策債は、地方交付税の代替措置とされているが、地方自治体の財政の硬直化につながる公債費増大の最大の要因となっていることから、速やかに廃止し、本来の姿である地方交付税に復元すること。

また、それまでの間、財政力の高い団体に対し、過度に配分される不公平な算定方法の更なる見直しを行うこと。

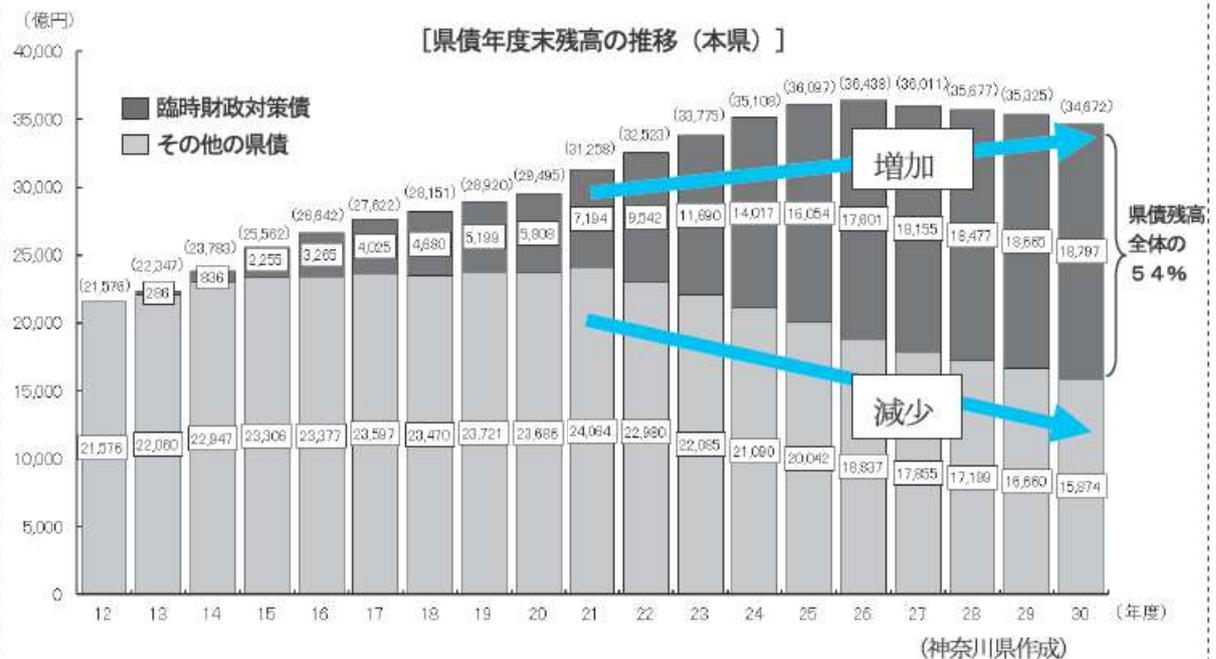
さらに、既往の臨時財政対策債の元利償還金について、償還財源を確実に別枠として確保すること。

◆現状・課題

本県では臨時財政対策債を除く県債残高は、長年の発行抑制の取組から減少に転じているが、臨時財政対策債は大量発行を余儀なくされ、残高は年々増加しており、県債残高の半分を超え財政の硬直化をまねいている。

また、臨時財政対策債は、財政力指数の高い団体に過度に配分されており、平成 30 年度当初予算では本来地方交付税で措置される額の 58%が臨時財政対策債となっている。

さらに、地方財政計画では既往の臨時財政対策債の元利償還金については新たな臨時財政対策債の発行により行っており、臨時財政対策債の残高が累増していることから、償還財源を確実に別枠で財源措置を講じる必要がある。



◆実現による効果

臨時財政対策債の廃止や不公平な算定方法の見直しにより、臨時財政対策債の新規発行が抑制され、県債残高の減少及び公債費負担の軽減が図られる。

(神奈川県担当課：総務局財政課)

2 地方税制度の改革

1 地方の仕事量に見合う税源確保のための税源移譲等の実現

【提案内容】

提出先 内閣府、総務省、財務省

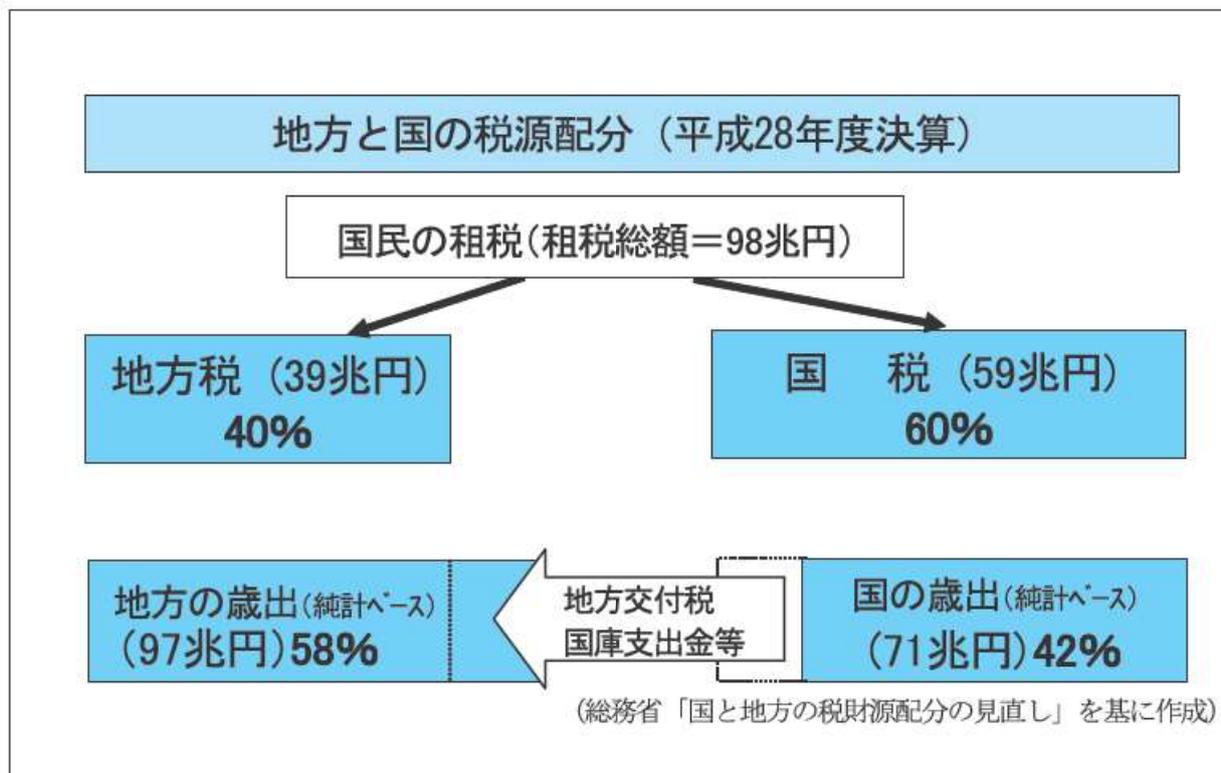
地方の仕事量に見合った税源を確保すること。そのために、消費税と地方消費税の配分の見直しや、所得税から住民税への一層の税源移譲などにより、**税収の安定性が高く、地方自治体間の偏在が少ない地方税源の充実強化を図ること。**

◆現状・課題

地方と国の歳出規模（地方6：国4）と税収（地方4：国6）にはギャップがあり、地方の仕事量に見合った税源が確保されていない。

◆実現による効果

税収の安定性が高く、地方自治体間の偏在が少ない地方税源の充実強化を図ることにより、地方自治体が、地域の実情に即した施策を自主的・自立的に行うことが可能となる。



（神奈川県担当課：総務局税制企画課）

2 法人事業税交付金の見直し

【提案内容】

提出先 総務省

法人事業税交付金の財源に、都道府県が独自に実施している超過課税による税収を含めないよう、制度の見直しを行うこと。

◆現状・課題

平成26年10月、地域間の税源偏在を是正するため、地方法人税が創設され、消費税率10%段階においては、地方法人税を拡大するとともに、それにより市町村に生じる減収分を補てんするため、法人事業税交付金を創設することとされている。

これらの制度は、いずれも地方分権に反するとともに、地方税本来の役割に照らして極めて不適切であり、容認できるものではない。

さらに、法人事業税交付金の財源には、本県が独自に実施している超過課税による税収も含まれるとされており、このままでは課税自主権までもが侵害されてしまう。

◆実現による効果

法人事業税交付金の財源から、超過課税による税収が外れることにより、地方の課税自主権の侵害を防ぐことができる。

(神奈川県担当課：総務局税制企画課)

3 自動車税の税率引下げを行う場合の代替財源の確保

【提案内容】

提出先 総務省、経済産業省

自動車税は都道府県の基幹税であることから、仮に自動車税の税率引下げを行う場合には、地方財政への影響が生じないように、具体的な代替財源を税制度により確保すること。

◆現状・課題

平成29年度与党税制改正大綱では、自動車ユーザーの負担軽減等の観点から、「平成31年度税制改正までに、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる」とされている。

◆実現による効果

仮に自動車税の税率引下げが行われた場合でも、地方財政への影響を避けることができる。

(神奈川県担当課：総務局税制企画課)

Ⅱ エネルギー・環境

3 分散型エネルギーシステムの構築

1 再生可能エネルギーの更なる普及拡大

【提案内容】

提出先 経済産業省、資源エネルギー庁

- (1) 「第5次エネルギー基本計画」においては、再生可能エネルギーの更なる普及拡大を図るため、先進国の導入目標も踏まえ、再生可能エネルギーの導入目標を大幅に引きあげること。

◆現状・課題

従来の集中型電源から分散型電源へと転換し、エネルギーの地産地消を進めるためには、再生可能エネルギーの更なる普及拡大が必要である。

東日本大震災を契機に、2014年4月に再生可能エネルギーの拡大等を打ち出した「第4次エネルギー基本計画」に基づき、国・地方をあげて普及拡大に取り組んだ結果、2016年時点での電源構成率のうち再生可能エネルギーの占める割合は、15%となっている。

一方、国においては、「第5次エネルギー基本計画」の案を示し、その中では、再生可能エネルギーの「主力電源化」という表現が織り込まれているものの、2030年の再生可能エネルギーの導入目標は、従来のエネルギーミックスの22~24%から、変更されていない。

他の先進国では、2050年を見据え、米国55~65%、カナダ50~80%、ドイツ80%など高い目標を掲げており、我が国においても、再生可能エネルギーを真に「主力電源化」するためには、高い導入目標により民間投資を促し、発電コストの低減及び革新的な技術開発が必要であるが、現在の目標の22~24%は容易に実現可能と考えられ、そのような目標は普及拡大につながるものではない。

再生可能エネルギーの更なる普及拡大のため、その導入目標を大幅に引きあげ、そのための措置を充実して、持続可能なエネルギー供給体制を構築する必要がある。

◆実現による効果

再生可能エネルギー導入目標を大幅に引きあげることにより、民間投資を促し、発電コストを低減するとともに、革新的な技術を開発することで、再生可能エネルギーの更なる導入拡大につながり、エネルギーの地産地消を行う分散型電源の活用拡大にもつながる。

(神奈川県担当課：産業労働局エネルギー課)

- (2) 太陽光発電の2019年問題を契機に、自家消費への転換を進め、エネルギー自立型の住宅・ビル・街の実現に向けて、必要な措置を講じること。

◆現状・課題

2009年11月に開始された余剰電力買取制度は、太陽光発電からの余剰電力を電気事業者が一定の価格で10年間買い取る制度であり、買取費用の一部を電気利用者が付加金として負担することにより、設置コスト回収の見通しが立ちやすくなり、再生可能エネルギーの普及拡大に貢献したところである。

この制度は、2019年以降順次、10年間の買取期間を終えるため、太陽光発電設備の設置者は、改めて小売電気事業者等に対して相対で契約を締結して今後も余剰電力の売電を行うか、又は、電気自動車や蓄電池と組み合わせるなどして自家消費に転換する必要がある。

今後の持続可能なエネルギー供給体制の構築を考慮するならば、自家消費への転換を図り、エネルギーの地産地消を進めることが重要であることから、2019年問題を契機として、ZEH、ZEBや蓄電池の普及拡大に向けた支援を強化するなど、エネルギー自立型の住宅・ビル・街の実現に向けた取組を進める必要がある。



【ZEH (エネルギー自立型の住宅)】



【ZEB (エネルギー自立型のビル)】

◆実現による効果

国が、売電から自家消費への流れを明確に示すことにより、自家消費を選択する設置者が増加して、エネルギーの地産地消が進み、エネルギー自立型の住宅・ビル・街の実現に向けた取組が促進される。

(神奈川県担当課：産業労働局エネルギー課)

2 水素社会の実現に向けた取組の促進

【提案内容】

提出先 経済産業省、資源エネルギー庁

水素社会の実現に向けたインフラ整備のため、**商用水素ステーションでの水素充填車への水素充填が実現できるよう、法令の見直しを行うこと。**

◆現状・課題

水素社会の実現に向けては、商用水素ステーションの整備促進が不可欠であるが、その自立的な経営には、1箇所あたり 900 台程度の燃料電池自動車が増加している必要があると言われていいる。しかしながら現状では1箇所あたり 23 台程度に止まり、商用水素ステーションの経営は大変厳しい状況が続いている。

また、水素の利用を拡大するため、実用化の段階に入っている燃料電池フォークリフトの普及も重要であり、普及に向けては、水素の供給体制の確立が必要であるが、フォークリフト用の定置式の水素供給設備は、価格が高く、コストメリットが出にくい。また、企業の多くが、普及初期の段階では、コスト負担を少なくして実用性等を見極めるため、まず試行的に少ない台数を導入したいとしている。

そのため、フォークリフト向けの水素充填は、水素充填車を利用することが有効であり、水素充填車の水素補給場所として商用水素ステーションを活用することが、有力な選択肢となる。しかしながら、高圧ガス保安法令上、商用水素ステーションでは、燃料電池自動車への燃料充填しか行うことができない。更なる水素活用向上の観点からは、商用水素ステーションにおける水素充填車への充填を認めることが必要である。

【簡易型水素充填車】



◆実現による効果

商用水素ステーションを燃料電池フォークリフト向けの水素充填車の水素補給場所とすることで、水素充填の方法が増えるため燃料電池フォークリフトの導入拡大が図られるとともに、商用水素ステーションの活性化が実現できる。

(神奈川県担当課：産業労働局エネルギー課)

III 安全·安心

4 大規模災害対策の推進

1 水害・土砂災害・津波災害対策の推進

【提案内容】

提出先 国土交通省

台風・ゲリラ豪雨・地震等による水害・土砂災害・津波災害に対して、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」の実現に向け、ハード・ソフト対策を推進するための支援を行うこと。

◆現状・課題

近年、全国各地で甚大な水害、土砂災害が頻発しており、今後の気候変動も考慮すると、対策を一層推進する必要がある。

また、本県の沿岸では大規模な地震による津波の発生が想定されており、東北地方太平洋沖地震による津波災害を踏まえ、対策を一層推進する必要がある。

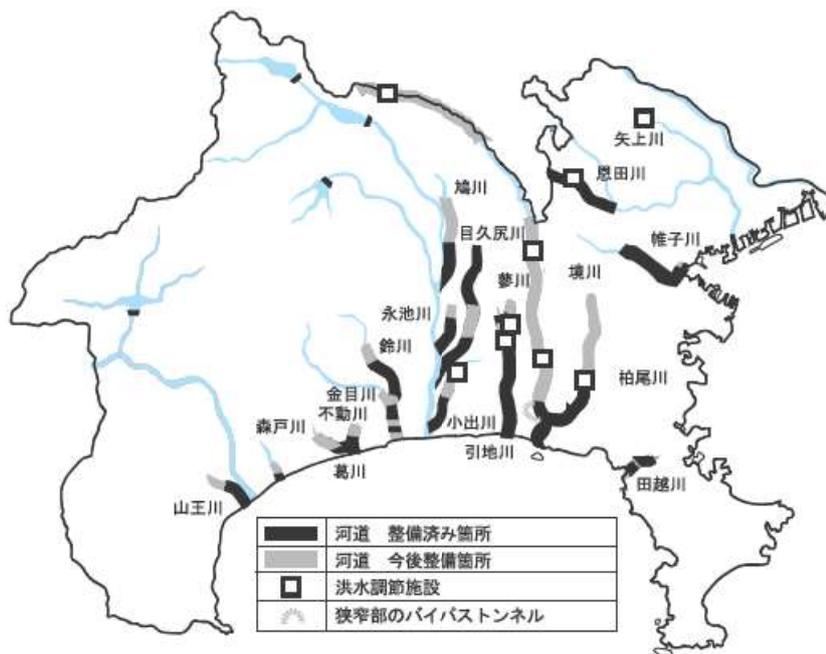
特に、首都圏に位置する本県では人口、資産、交通網等が集積しており、災害が発生すれば、大規模な人的被害や社会経済活動の停止につながるおそれがあることから、こうした自然災害への対策が急務となっている。

【水害】

本県では、平成 27 年 12 月に国が策定した「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、ハード・ソフト対策を一体的、計画的に進めている。

ハード対策として、都市化の進展が著しい地域を流れる 18 河川について、護岸や遊水地などの整備を重点的に進めているが、護岸の整備率は、約 150 キロメートルに対して 6 割に留まっていることなどから、より一層の整備促進を図るためには、国の財政的支援が不可欠である。

また、ソフト対策として、円滑な避難などのために、本県による水位計や雨量計の増設、市町村による想定最大規模降雨を対象としたハザードマップの作成などを進めるためには、国の支援が不可欠である。



※洪水調節施設の位置は事業実施段階で決定する。

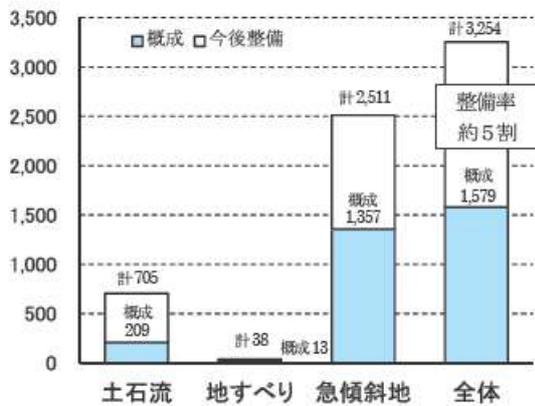
(出典:「かながわの川づくり計画」H22.4)

【土砂災害】

本県では、土石流やがけ崩れなどの災害を未然に防ぐためのハード対策として、砂防堰堤やコンクリート擁壁など土砂災害防止施設の整備を進めているが、工事の対象となる約3千箇所の危険箇所における整備率は約5割に留まっていることから、より一層の整備促進を図るためには、国の財政的支援が不可欠である。

また、確実な避難や安全な土地利用等を促進するためのソフト対策として、約1万箇所の危険箇所に対して、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定のための基礎調査を、平成31年度末までに完了させる必要があるが、今後調査が必要な箇所が6千箇所以上あることから、早急な進捗を図るためには、国の財政的支援が不可欠である。

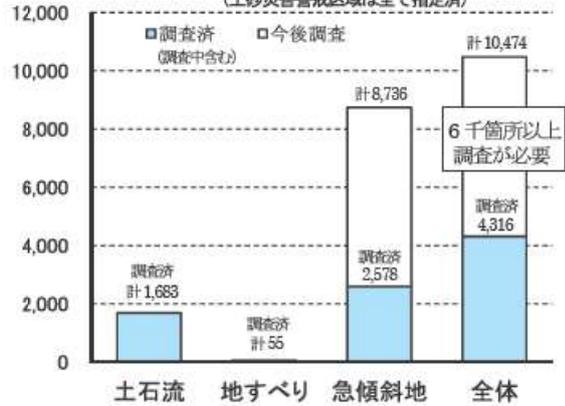
土砂災害防止施設の整備状況



(H30.3 神奈川県調べ)

基礎調査の実施状況

(土砂災害警戒区域は全て指定済)



(H30.3 神奈川県調べ)

【津波災害】

本県では、ハード対策として発生頻度の高い津波に対応した海岸保全施設の整備や老朽化対策を位置付けて海岸保全基本計画を改定したところであるが、高潮対策も含めて堤防などの高さが不足している延長は、全体約55キロメートルのうち約4割に相当することなどから、施設整備を進めていくためには、国の財政的支援が不可欠である。

また、ソフト対策として、「なんとしても人命を守る」という考えの下、相模トラフ沿いの地震などにより発生する最大クラスの津波を対象とした津波浸水想定図を作成したところであるが、引き続き、本県による津波災害警戒区域の指定や市町による津波ハザードマップの作成などを進めるためには、国の支援が不可欠である。



(H27.3 神奈川県調べ)

◆実現による効果

ハード・ソフトの両面から対策を推進することにより、水害・土砂災害・津波災害から県民のいのちを守るとともに、県土の災害対応力の強化が図られる。

(神奈川県担当課：県土整備局河川課、砂防海岸課)

2 箱根山火山の観測体制の強化

【提案内容】

提出先 気象庁

箱根山火山について、県民、観光客の安全・安心の確保のため、ひずみ計や磁力計の設置による観測体制の充実強化や、広域的な観測データの提供などの技術的支援を行うこと。

◆現状・課題

箱根の大涌谷周辺では、平成27年4月以降、火山性地震の増加が見られ、同年6月には、初めて噴火警戒レベルが3に引き上げられたが、現在は噴火警戒レベルが1に引き下げられている。しかし、箱根は、日本でも有数の観光地であることから、住民のみならず、年間約2,000万人に及ぶ観光客の安全・安心を確保するため、引き続き正確な火山活動のモニタリングが必要である。そこで本県では、温泉地学研究所による観測体制の強化に努めているところではあるが、国においても、ひずみ計や磁力計の設置による観測体制の充実強化が必要である。さらに、国が持つ地震や地殻変動などの広域的な観測データの提供など、技術的支援の更なる充実強化が必要である。

◆実現による効果

本県が取り組んでいる箱根山の火山防災体制の充実が図られ、県民や観光客の安全・安心の確保につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局災害対策課)

3 地震観測体制の確立及び地震調査研究の充実

【提案内容】

提出先 文部科学省、国土交通省

地震観測体制の確立と更なる地震調査研究の充実を図ること。特に、南関東地域について、充実強化を図ること。また、東京湾及び相模湾における津波観測網の整備を推進すること。

◆現状・課題

地震の発生につながる異常な現象の観測・評価に基づく避難・警戒体制の確立に向け、南関東地域について、観測網及び調査研究を充実強化する必要がある。また、津波からの避難時間を確保するため、GPS波浪計や水圧式津波計等の沖合津波観測設備の充実を図る必要がある。

◆実現による効果

南関東地域の観測網等の整備により、相模トラフ沿いで発生する大規模地震による津波から住民が避難する時間の確保など、人的・物的被害の軽減につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局災害対策課)

4 原子力災害に関する対策の整備

【提案内容】

提出先 内閣府、原子力規制庁

原子力発電所以外の原子力事業所に係る対策の充実強化を早期に進めること。

◆現状・課題

原子力発電所以外の原子力事業所について、平成 29 年 3 月に国の原子力災害対策指針が改正され、原子力災害対策重点区域が設定されたが、適切な防護措置を講じる上で重要となるオフサイトセンターのあり方は示されておらず、原子力事業所で保管している放射性廃棄物に関しても、処理の仕組みが定められていない。これらについては、その特殊性と高い専門性から国の責任のもとで統一的に定められるべきであることから、オフサイトセンターのあり方等について早急にとりまとめる必要がある。

◆実現による効果

オフサイトセンター機能の強化が進むことにより、万一、原子力災害が地震や津波等の自然災害に付随して発生した場合においても、機能不全に陥ることを回避できる。また、放射性廃棄物の処理の仕組みが明確になることにより、近隣住民等の不安の軽減につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理対策課)

5 石油コンビナート地域の防災対策の強化

【提案内容】

提出先 消防庁、資源エネルギー庁

石油コンビナート地域において、事業者による地震・津波対策や産業保安等の取組が着実に進むよう、スロッシングの早期検知技術の開発などの、防災対策や人材育成施策の充実強化を図ること。

◆現状・課題

東日本大震災では、検査用に水を張った高圧ガス貯槽の倒壊を原因とする爆発事故が起きた。また、平成 28 年 10 月には、本県における相模トラフを震源とする長周期地震動の大きな影響を示唆する研究結果が国から発表された。石油コンビナートは、我が国の産業や経済を支える極めて重要な基盤であることから、事業者の防災対策が着実に進むよう、新たな検査手法やスロッシングの早期検知技術の開発等について、国として対策を講じる必要がある。さらに、産業事故の原因として、従業員の知識・経験不足が指摘されている一方、従業員の高年齢化も進んでいることから、知識や技術の継承を進めるため、従業員の研修への支援など、道府県と連携しながら、国において人材育成の仕組みを構築する必要がある。

◆実現による効果

石油コンビナートの球形貯槽に水を張らずに検査できる手法の開発により、東日本大震災時のような爆発事故を防止できる。また、スロッシングの早期検知技術の開発により、数百ある石油タンクの中から、危険な状態にあるタンクを速やかに把握でき、優先順位をつけ、初動対応を行うことができる。さらに、体験型教育・訓練施設の設置や過去の事故から得られた教訓を共有する仕組みを構築・活用することで、現場保安力に優れた人材の成長が促進される。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局工業保安課)

6 災害救助法改正における指定基準等への道府県意見の反映

【提案内容】

提出先 内閣府

指定都市を救助の主体とする法改正が行われる場合においては、移譲する指定都市を指定する基準を定める内閣府令等の検討に当たり、全国知事会や関係道府県の意見を聞き、反映させるとともに、道府県の広域調整権が適切に機能するよう、運用方法等を具体的に定めること。

◆現状・課題

災害救助法に係る指定都市への権限移譲については、平成 27 年 1 月に、「現行の事務委任で対応できる」との閣議決定がなされているにもかかわらず、指定都市からの再度の提案を契機に、内閣府による「災害救助に関する実務検討会」の協議が進められた。道府県と指定都市の意見が平行線のまま、平成 29 年 12 月に最終報告が取りまとめられ、一定の基準を満たす指定都市を国が指定し、権限移譲を行う内容の改正法案が本年 5 月 8 日に閣議決定され、国会に提出されている。

国は、上記最終報告において、改正法に県の広域調整権を位置付け、適切な資源配分を行う体制を確保するとしていたが、改正法案では、県は「連絡調整」を行うとの規定のみで、その運用は、移譲する指定都市を指定する基準を定める内閣府令を作成する中で検討するとしており、広域調整の実効性は不明のままである。

◆実現による効果

災害救助法改正後においても、道府県の広域調整権の下で、公平かつ迅速な救助を実施することができる。

平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針（抄）

平成 27 年 1 月 30 日
閣 議 決 定

【内閣府】

（1）災害救助法（昭 22 法 118）

都道府県から市町村に対して救助の実施に関する事務を委任することは現行規定上も可能であり、災害救助法の適用後速やかに救助が実施できるよう、あらかじめ都道府県と市町村の間で十分調整を行った上で、委任する救助の内容やどのような場合に委任するのかを定めておくことが有効であることを、地方公共団体に通知する。

平成 29 年 12 月 14 日

災害救助に関する実務検討会（最終報告） 内閣府作成（抄）

現行の事務委任制度に加え、地域の実情に応じた一つの選択肢として、包括道府県としっかりと連携できる指定都市を新たな救助主体とするため、法改正することが適当とする内閣府見解を公表したところである。

内閣府見解に対しては、都道府県側からは、現行の委任制度で何ら問題は生じておらず、指定都市を新しい救助主体とすることについては都道府県の広域調整機能や資源配分機能が損なわれることから反対であるという意見が、指定都市側からは賛成という意見が、それぞれ示されている。

1. 法改正の必要性に関する事項

現行の委任制度の枠組みは、指定都市が自ら財源負担をしつつ、自ら事務を行うことができず、また、特別基準について、直接、国と調整することはできない仕組みである。

内閣府としては、現行の委任制度の枠組みに加えて、大規模・広域的災害に備えて迅速かつ円滑な事務実施のため、地域の実情に応じた災害対応の一つの選択肢として、包括道府県と連携体制が取れる指定都市について新たな救助主体とするために、所要の法改正を行うことが適切であると考えている。

2. 指定基準を具体化する中で検討すべき事項

内閣府案を検討する中で、都道府県側から一番の懸念として示されたことは、「災害救助法における広域調整権の在り方」である。具体的には、仮設住宅など資源配分機能に関するものであり、内閣総理大臣の指定により、新しい救助主体となった指定都市が資源の先取りなどをするのではないかと、といった点である。

しかし、内閣府としては、食料や住宅などの資源の調達・配分計画を道府県が策定し、指定都市はその計画のもとで救助を実施することとしており、権限移譲された指定都市が資源を先取りするような事態は生じないと考えている。

また、こうした問題は指定基準を具体化する中で検討すべき事項であり、所要の法改正後に、関係者による会議で検討することが適切な事項であると考えている。

3. 災害救助法の一般基準など、実務検討会以外の枠組みで検討すべき事項

4. 結論

内閣府としては、大規模・広域的災害に備えて迅速かつ円滑な事務実施のため、現行の委任に加えて、包括道府県と連携体制が取れる指定都市を新しい救助主体とし、併せて、都道府県からの様々な懸念に対応するため、都道府県の広域調整権が適切に機能するように、法律で明記するとともに、指定基準を具体化する中で適切な措置を講じることが適切であると考えている。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局災害対策課)

5 基地対策の推進

1 基地の整理・縮小・返還の早期実現

【提案内容】

提出先 外務省、防衛省

県民の平穏な生活を守り、良好な都市を整備するため、米軍基地の整理・縮小・返還を早期に実現すること。

◆現状・課題

都市化が進む人口密集地に12カ所、約1,739ha（県土の約0.72%）に及ぶ米軍基地が所在し、まちづくりへの障害など、様々な基地問題の原因となっている。

◆実現による効果

沖縄に次ぐ第二の基地県といわれる本県の基地負担が確実に軽減される。



(神奈川県担当課：政策局基地対策課)

2 厚木基地の航空機騒音の軽減

【提案内容】

提出先 外務省、防衛省

空母艦載機移駐後の厚木基地の運用や基地周辺の騒音状況について情報提供するとともに、恒常的訓練施設を早期に確保するなど、今後、厚木基地で空母艦載機着陸訓練のような大きな騒音被害を生じさせることがないよう取り組むこと。

◆現状・課題

空母艦載機移駐後の騒音状況が示されておらず、また、硫黄島に替わる恒常的訓練施設確保の見通しが明らかになっていない。

◆実現による効果

厚木基地の航空機騒音が軽減され、基地周辺住民の騒音被害に対する不安が解消される。

(神奈川県担当課：政策局基地対策課)

3 基地周辺対策の充実強化

【提案内容】

提出先 外務省、防衛省

基地の返還や共同使用に係る地元の意向を尊重し、十分な財政上の措置、返還財産の処分条件に係る優遇措置等を講じること。特に、厚木基地周辺においては、基地負担に見合った対策を実施すること。また、基地負担に係る国民理解を醸成し、支援策を充実強化するとともに、基地と地元とのより適切な相互関係構築に向けた措置を講じること。

◆現状・課題

基地返還の際の国有地処分については、一部を除き有償処分とされ、返還後の跡地利用を進めるに当たっての地元自治体の負担が大きい。

◆実現による効果

地元住民や自治体の意向や要望を活かした、基地の跡地利用や共同使用が可能になる。基地と地元の良好な相互関係を構築することで、地元にもメリットをもたらすことができる。

(神奈川県担当課：政策局基地対策課)

4 基地の安全管理の強化

【提案内容】

提出先 外務省、防衛省

基地の安全確保のため、日ごろから、基地と地元など日米関係機関で安全に関する情報を共有するとともに、火災等の事故発生時には、緊急対応や原因調査に必要な自治体職員等の迅速かつ円滑な基地立入りの実現を図るよう、早急に米側と調整すること。

◆現状・課題

平成27年8月に起きた相模総合補給廠の火災では、日ごろからの基地と地元との安全に関する情報共有や、万一の際の自治体職員の迅速かつ円滑な立入りという課題が浮き彫りになった。

◆実現による効果

緊急対応や早期の原因究明、日ごろから地元の意向を生かした再発防止策の策定が可能となり、基地周辺住民の安心の確保につながる。

(神奈川県担当課：政策局基地対策課)

5 日米地位協定の見直し

【提案内容】

提出先 外務省、防衛省

日米地位協定の見直しに向け早期に具体的な取組を行うこと。特に、日米合同委員会の中に地元自治体の代表者が参加する仕組みを構築すること。また、基地の安全確保に向け、基地での事故発生後の国への速やかな調査報告に加え、基地の安全管理や事故発生後の再発防止策に自治体の意見が反映される仕組みを設けること。

◆現状・課題

日米両国政府は、基地に関する問題が発生する都度、運用改善で対応してきたが、地元自治体の声を反映する仕組みがないなど課題が多く、抜本的な改定が不可欠である。

◆実現による効果

日米地位協定改定を求める国民・県民の声に応え、基地問題に対する地元の不満を低減させ、安定した日米関係の構築に資することができる。

(神奈川県担当課：政策局基地対策課)

6 原子力艦の事故による原子力災害対策の充実

【提案内容】

提出先 内閣府

原子力艦の度重なる入港を踏まえ、国が責任を持って十分な安全対策を講じるとともに、事前対策の確立に必要な情報を関係自治体に提供すること。また、国の主導の下に、実効性ある原子力災害対策が実施できるよう、防災体制の整備を図ること。

◆現状・課題

国では平成28年7月に「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」を改訂したが、具体的な防災資機材の整備については示されていない。今後も原子力艦の災害対策は、国の責任の下、実効性のある安全対策の充実を図る必要があり、安定ヨウ素剤を含めた新たな防災資機材の整備等を進めるとともに、万が一の場合に備えた防災体制の整備が必要である。

◆実現による効果

原子力艦の事故発生時における、関係機関との迅速な情報伝達・共有や初動対応が可能となり、事故や原子力災害による被害の軽減が図られる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理対策課)

6 AI（人工知能）を活用した予測に基づく治安対策

1 AI（人工知能）を活用した予測に基づく治安対策に係る支援

【提案内容】

提出先 内閣府

AIを活用した犯罪・交通事故発生予測システムを開発・導入することにより、限られた警察力を効率的に運用し、強力に治安対策を推進していくため、官民研究開発投資拡大プログラム(PRISM)のターゲット領域へ治安対策分野を追加すること。

◆現状・課題

これまで、体感治安を向上させるべく、神奈川版コムスタットを活用した犯罪及び交通事故の発生分析に基づく治安対策により、刑法犯認知件数や人身交通事故の発生件数を大幅に減少させてきたところであるが、体感治安を向上させるためには、更なる決め手となる対策の創出が喫緊の課題となっている。

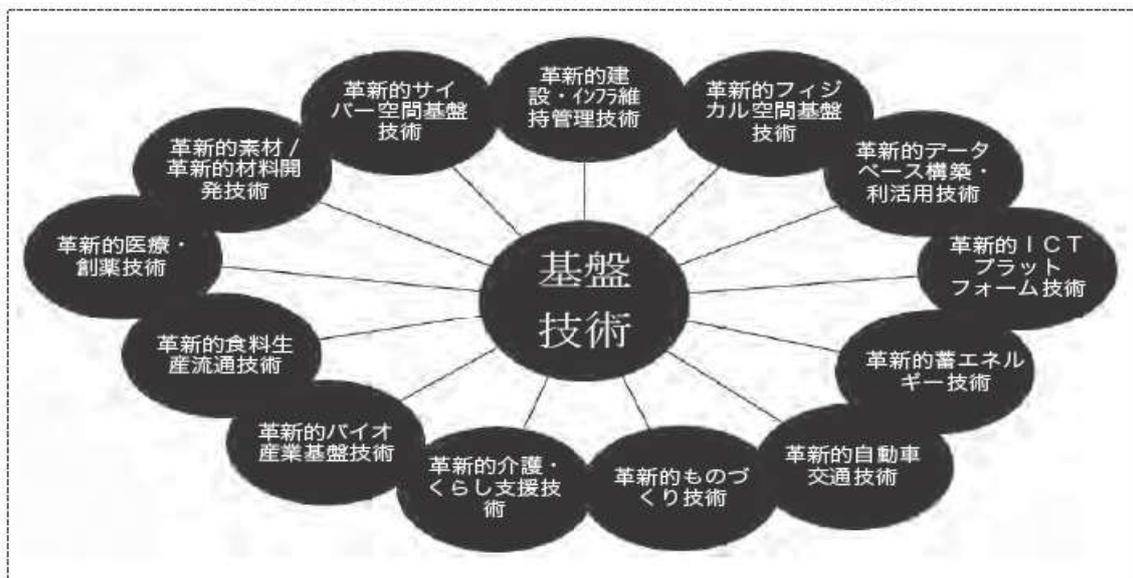
そこで、県警察では全国に先駆け、各分野において飛躍的な効果をもたらしているAIを治安対策に導入することによる効果や課題を調査研究するための平成30年度県予算の措置を受け、警察庁からの技術支援等を受けながら事業を進めているところである。

一方、国では内閣府主導の下で官民研究開発投資拡大プログラムが創設され、経済社会・科学技術イノベーション活性化事業を推進している中、本事業の対象となるターゲット領域に治安対策分野が盛り込まれておらず、現状では人的・予算的な支援を受けることができない。

◆実現による効果

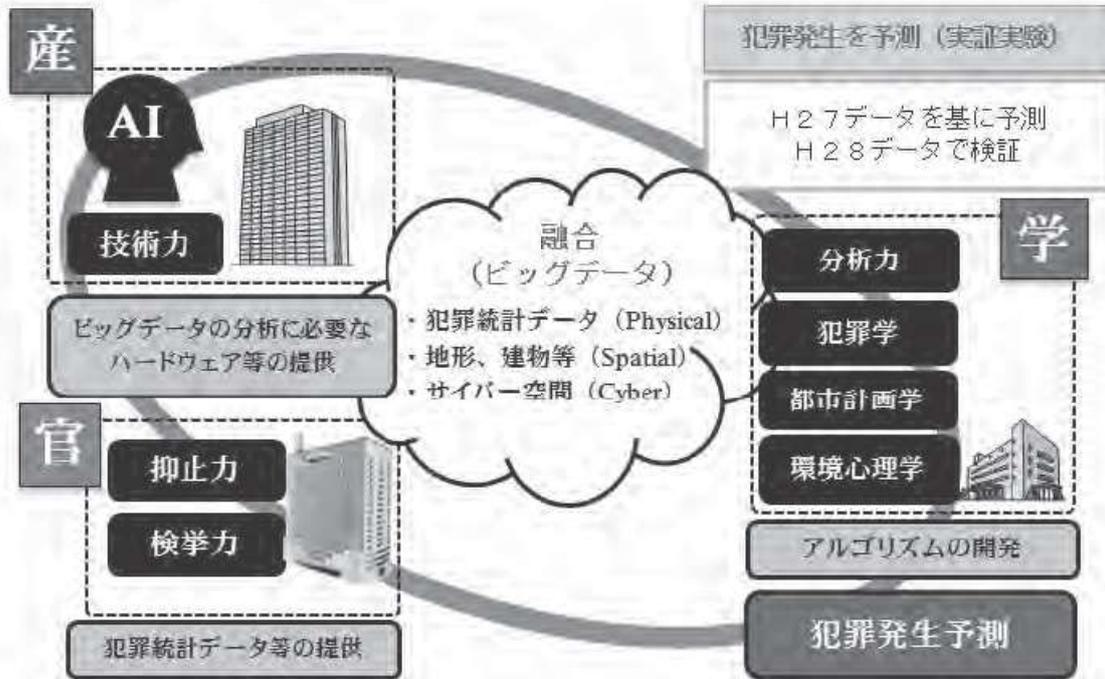
官民研究開発投資拡大プログラムのターゲット領域に治安対策分野が追加され、より高度のAIを活用した犯罪・交通事故発生予測システム構築が実現されれば、警察活動の効率化が図られ、それにより、県民の体感治安の向上にもつながる。

〔官民研究開発投資拡大プログラムの既存ターゲット領域〕



(内閣府「官民研究開発投資拡大プログラムについて」を基に作成)

[調査研究イメージ図]



(神奈川県作成)

[運用開始に向けた今後のスケジュール]

- (1) 調査研究期間
平成30年6月から平成31年3月31日まで
- (2) 予算要求 (構築作業)
平成31年度
- (3) 構築・試行開始
平成32年度

| 内容 | 平成29年度 | | 平成30年度 | | | | | | | | | | | |
|----------|--------|----|--------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| ①意見招請 | ▶ | | | | | | | | | | | | | |
| ②入札・評価 | | | ▶ | | | | | | | | | | | |
| ③契約・調査研究 | | | | | ▶ | | | | | | | | | |

| 内容 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度～ | |
|--------------|--------|--------|---------|--|
| ④システム評価・予算要求 | ▶ | | | |
| ⑤システム改修 | | ▶ | | |
| ⑥試験運用 | | ▶ | | |
| ⑦運用開始 | | | ▶ | |

(神奈川県担当課：警察本部生活安全総務課)

IV 産業・労働

7 成長戦略の実現に向けた国の政策の推進

1 「未病」の考え方に基づく具体的施策の推進

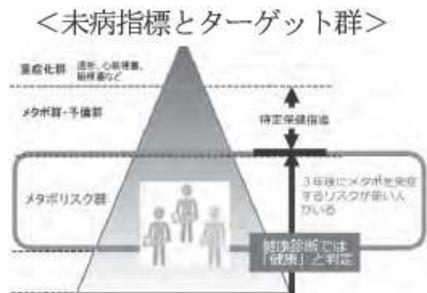
【提案内容】

提出先 内閣官房、厚生労働省

健康・長寿社会の実現に向けた「未病」を基軸とした取組を推進するため、「健康・医療戦略」に位置づけられた「未病」の考え方に基づいて、国として具体的な施策を推進すること。

◆現状・課題

国民の健康寿命延伸と新たな市場・産業の創出が求められる中、保険者が個人へ働きかけを促すインセンティブを図る取組の不十分さが未来投資戦略 2017 でも指摘されるなど、個人の行動変容を促す取組を支援することが喫緊の課題である。こうした課題に対処するため、例えば、個人の現在の未病の状態や将来の疾患リスクを数値で見える化（＝「未病指標」）し、個人の主体的な行動変容を促す未病改善の取組を保険者努力支援制度において評価するなど、「未病」を基軸とした具体的な施策の推進が必要である。



健康診断でメタボ判定されないメタボリスク群についても、未病指標で疾患リスクを見える化し、早期改善を促す。

◆実現による効果

「未病指標」の活用をはじめとした未病改善の取組を、国の具体的な施策として推進し、健康行動に向け個人の行動変容を促すことで、国民の健康寿命延伸につながるとともに、新たな商品やサービスの創出促進に向けた動きが加速する。

（神奈川県担当課：政策局ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室）

2 都道府県によるビッグデータ利活用の促進

【提案内容】

提出先 内閣官房、厚生労働省

都道府県が、住民の未病改善を進めていくことができるよう、各保険者の有する個々の加入者の健診・レセプトデータを取得することを容易にする仕組みの構築を行うこと。

◆現状・課題

健診等のデータは、住民の生活習慣病対策等未病改善を進めるうえで、重要なデータである。特に、平成 30 年度からの国保改革により、都道府県が財政運営の責任主体となり、また、保険者努力支援制度において、都道府県も主体となって、医療費の適正化に向けた取組や、市町村の行う保健事業の取組を支援していくことが求められている。

こうした都道府県の役割を適切に果たすためには、国保加入者の特定健診結果やレセプトデータ等に基づき地域の健康課題を分析するなど、都道府県自らがデータを積極的に活用し、広域自治体として、市町村を支援する取組が必要である。

しかし、現在、都道府県における国保データの取扱いが明確になっていないため、都道府県が市町村から、個人情報を含むデータの提供を受けることが困難であり、実務上、市町村の同意を個別に得たうえで、国民健康保険団体連合会から、匿名でデータの提供を受けている。

また、健康保険組合等についても、データは各保険組合等が各々所有していること、さらに個人

情報の取扱いの点から、地方自治体が利用するためには、住民が加入する保険者から個別に協力を得ることが必要であり、実務的にも対応が困難である。

そうしたことから、データの収集が進められない状況となっている。

◆実現による効果

国保加入者の健診等データを利活用できることの法制度上の明確化や、健保加入者等のデータの取得が容易になることにより、ビッグデータを用いた未病対策として、地域単位での傾向の分析等が可能となる。

そのことにより、地域の実情を踏まえた具体的な対策を講じることが可能となるとともに、将来のリスクを「見える化」する指標（メタボリスク等）を構築し、住民に提供するなど、ICTやデータを活用して、効果的・効率的に医療費適正化に取り組むことが可能となる。

(神奈川県担当課：政策局ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室)

3 「アジア健康構想」の推進に資する研究、人材育成、介護等関連産業の海外展開に対する支援

【提案内容】

提出先 内閣官房、厚生労働省、文部科学省

「アジア健康構想」を推進するため、アジア諸国における高齢化の課題を克服し、UHCを達成するための研究、人材育成、介護等関連産業の海外展開に対して支援すること。

◆現状・課題

全国でも屈指のスピードで高齢化が進む神奈川県では、超高齢社会を克服するため社会システムや技術のイノベーションを起こすことのできる保健医療政策人材の育成を目指して、平成31年度のヘルスイノベーションスクールの設置に向けた準備を進めている。

一方、高齢化の進展は今後世界の共通課題となることが見込まれており、アジア諸国においては、急激に増加・多様化する医療・介護等のニーズに対応する制度や産業が存在しないため、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）達成への大きな課題となっている。

そこで、ヘルスイノベーションスクールでは、UHCを達成するための研究を進めるとともに、アジア諸国において政策展開を図るための人材育成等に先駆的に取り組むことで、アジア地域に未病関連産業を興すことを促進し、国内・県内の事業者の市場拡大につなげていく。

こうした取組を着実に推進するためには、研究の充実、人材育成及び企業の海外進出に対する国の制度的な支援が不可欠である。

※「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ」…全ての人々が適切な予防、治療、リハビリ等の保健医療サービスを、必要な時に支払い可能な費用で受けられる状態をいう。

※「ヘルスイノベーションスクール」…保健医療分野における社会システムや技術の革新を起こすことのできるイノベーション人材を養成することを目的とした、神奈川県立保健福祉大学に開設する予定の大学院研究科。（平成31年度に川崎市殿町地区に開設）

◆実現による効果

これらの取組は、政府が推進する「アジア健康構想」の推進に大きく寄与するとともに、SDGsの目標3「すべての人に健康と福祉を」の中心項目であるUHCの実現に資する。

また、日本の先進的な未病産業を学んだ人材がアジア諸国の政策を担うことで、未病コンセプトや未病産業が現地で普及することにより、関連産業の海外展開が促進され、国内・県内経済の活性化に結び付く。

(神奈川県担当課：政策局ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室、健康医療局保健人材課)

8 都市農業の持続的発展を図るための税制度の見直し

1 農地税制の見直し

【提案内容】

提出先 財務省、総務省、農林水産省

都市農業の持続的発展を図るため、次のとおり税制度の見直しを検討すること。

- (1) 畜舎や農機具倉庫等の農業用施設用地を相続する場合、相続税等納税猶予制度の対象とすること
- (2) 市街化調整区域内の農地において、多面的機能を有する市民農園の開設のために農地を供する場合、相続税等納税猶予制度の対象とすること

◆現状・課題

本県においては、地価が高いことから農業経営における税負担が大きく、経営を継続する上で大きな障害となっている。

畜舎等は農畜産物の生産、農機具倉庫は農業用機械等の保管に必要であり、ほとんどの農家が保有しているが、これらの農業用施設用地は相続税等納税猶予制度の対象となっていない。

また、市民農園は都市住民のニーズが高いものの、7割を超える農園が市街化調整区域内に開設されており、今後、相続等が発生した場合は、多くの市民農園が閉園することにより、減少することが懸念される。

本県の市民農園の開設状況

| 農園数合計 | 市街化調整区域内 (割合) |
|-------|---------------|
| 858箇所 | 629箇所 (73.3%) |

農林水産省「市民農園開設状況調査」(H29)を基に作成

◆実現による効果

相続税等納税猶予制度の対象を拡大することで次世代への経営の継承を容易にし、より多くの農業用施設等が確保できることで本県農業の持続的発展が可能になる。

(神奈川県担当課：環境農政局農政課)



〔住宅地と隣接した農業用施設（養鶏施設）の状況〕

(3) 市街化区域内の農業用施設用地の固定資産税・都市計画税については、農地に準じた課税とすること

◆現状・課題

市街化調整区域内の農業用施設用地の固定資産税・都市計画税は農地並み評価、農地並み課税であるが、市街化区域内の農業用施設用地については宅地並み評価、宅地並み課税となっており、税負担が大きくなっている。

本県の市街化区域内と市街化調整区域内における農業用施設用地の課税額の比較
(1㎡あたり)

| | 固定資産税 (円) | 都市計画税 (円) | 合計 (円) |
|--------------|-----------|-----------|--------|
| 市街化区域内 (A) | 515 | 81 | 596 |
| 市街化調整区域内 (B) | 48 | 6 | 54 |
| A/B | 10.7 倍 | 13.5 倍 | 11.0 倍 |

綾瀬市の例 (H29) を基に作成

◆実現による効果

農業用施設用地の固定資産税・都市計画税を見直すことで、農業用施設の維持経費の軽減が図られ、市街化区域内における農業経営の安定に資する。

(神奈川県担当課：環境農政局農政課)



[市街化区域内の農業用施設 (農機具倉庫) の状況]

9 働き方改革の着実な推進

1 働き方改革に向けた取組の実効性の確保

【提案内容】

提出先 厚生労働省、公正取引委員会、中小企業庁

- (1) 時間外労働の上限規制、同一労働同一賃金ガイドラインの実施に向け、特に中小企業の生産性向上を支援する雇用関係助成金を拡充し、また利用しやすい制度とすること。

◆現状・課題

国では、時間外労働の上限規制の導入や同一労働同一賃金など、働き方改革に向けた施策に取り組むこととしているが、中小企業の団体等から、企業規模が小さいところほど導入が難しいとの意見をいただいております。支援を拡充するとともに利用しやすい制度とすることが必要である。

◆実現による効果

国が中小企業に実効性のある支援を行うことにより、生産性の向上を通じて、中小企業も働き方改革の取組を進めることが可能となり、働き方改革の着実な推進が図られる。

(神奈川県担当課：産業労働局労政福祉課)

- (2) 時間外労働の上限規制等を実効性ある取組とするためには、中小企業等に係る取引条件や商慣習も含め、企業間取引の適正化に向けた監視・推進体制を充実するとともに、労働基準監督署による指導監督を適正に実施すること。

◆現状・課題

働き方改革における時間外労働の上限規制等を実効性ある取組とするためには、企業間取引の適正化が極めて重要であり、公正取引委員会や中小企業庁による監視を強化する必要があります。

また、労働基準監督官は全国で約 3,300 人であり、立入調査を実施できた事業所は、全体の 4%程度にとどまっている状況となっている。このため、時間外労働の上限規制の実効性を確保するためには、さらに人員を補強し、指導監督を適正に実施することが必要である。

◆実現による効果

国において企業間取引等の監視や、長時間労働の是正に向けた指導監督体制を強化することにより、企業において働き方改革を進めることが可能となり、働き方改革の着実な推進が図られる。

(神奈川県担当課：産業労働局労政福祉課)

2 ワーク・ライフ・バランスの推進

【提案内容】

提出先 厚生労働省

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、国民の意識を高めるための効果的な広報を行うとともに、国において、テレワーク（在宅勤務、サテライトオフィス勤務、モバイルワーク）や、子育て、介護、不妊治療等と仕事の両立を図りやすい時間単位で取得できる休暇など、多様で柔軟な働き方を可能とする制度を充実し、併せて、ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的な企業への助成や税制等による優遇等を図ること。

◆現状・課題

これまで行ってきた普及啓発により、ワーク・ライフ・バランスの重要性の認識は高まっているが、第1子出産後の46.9%の女性が育児を期に離職しており（平成27年度）、また、毎年約9万人が介護を理由として離職しているなどの状況があることから、さらにワーク・ライフ・バランスを推進するための施策を講じる必要がある。

◆実現による効果

国が、子育て、介護等の休暇制度を時間単位で取得可能とすることや、企業への助成や税制等による支援など、効果的な施策を講じることにより、ワーク・ライフ・バランスの推進が図られる。

（神奈川県担当課：産業労働局労政福祉課）

〔「介護・看護」を理由とする離職者数〕

（単位・万人）



（厚生労働省「雇用動向調査」を基に作成）

V 健康・福祉

10 地域包括ケアシステムの構築に向けた

医療・介護提供体制の推進

1 地域医療介護総合確保基金の改善

【提案内容】

提出先 厚生労働省

基金の医療分については、事業区分Ⅱ及びⅢにも十分な額を配分するとともに、事業区分間の融通を認めること。あわせて、都道府県が年度当初から事業を実施できるようなスケジュールで交付すること。

また、介護分については、介護保険制度導入以前の施設の大規模改修・改築を補助対象メニューに加えるほか、メニューに無いものや補助単価についても地域の創意工夫が活かせる仕組みにすること。

◆現状・課題

医療分は、事業区分Ⅰ（地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備）に重点配分されている。本県では、2025年の必要病床数は約1万1千床増加、在宅医療等の必要量も約1.6倍増加と推計され、医療需要の増加に対応するために、病床の転換整備や稼働率向上が必要となるが、事業区分Ⅱ（居宅等における医療の提供）及びⅢ（医療従事者の確保）も同時に進めなければ、病床転換、新規整備や稼働率向上の取組みを進める医療機関における医療従事者不足、退院患者が十分な在宅医療を受けられないなどの事態が生じかねない。加えて内示の時期も例年7～10月と遅く、予定どおり新規事業が実施できないなどの影響も生じている。

介護分については、介護施設等の整備対象に既存の広域型特養の大規模修繕が含まれていないため、介護保険制度導入以前に開設された施設については、たとえ地域に有用な施設であっても、当基金の恩恵を受けることができず、老朽化など既存設備等の維持すら困難な状況に立ち至っている。また、介護ロボットについては、要介護者の「癒し」など介護の質の向上に資するものは補助対象とならず、補助単価にも上限が設定されているため、地域の実情や創意工夫を活かした取組が進みにくい状況がある。

◆実現による効果

医療分については、十分な額の配分により、在宅医療の推進や医療従事者の確保に必要な事業が実施できる。

また、介護分について、地域の実情に応じた多様なニーズへの柔軟な対応を可能とすることにより、個別性の高い、効果的な地域包括ケアシステムの構築、運用が期待できる。

（神奈川県担当課：健康医療局医療課、福祉子どもみらい局高齢福祉課）

2 持続可能な国民健康保険制度の構築

【提案内容】

提出先 厚生労働省

加入者の負担能力に応じた保険料等の負担水準となるよう財政支援方策を確実に講じ、将来にわたり持続可能な国民健康保険制度を構築していくための財政基盤を国の責任において確立すること。

また、個人の生活習慣病等の発症リスクの低減を促し、より一層の医療費適正化を図るために、保険者努力支援制度においてロコモ、フレイルや認知機能対策などの未病改善に向けた都道府県や市町村の取組も評価項目に追加すること。

※ ロコモ・障害や加齢による運動器の機能低下 フレイル・加齢に伴う心身の虚弱化

◆現状・課題

改正国民健康保険法に基づき、平成30年度から都道府県は国保事業の財政運営主体となり、市町村とともに国保事業運営を担うこととなった。あわせて、全国市町村が行う法定外繰入額に匹敵する3,400億円の財政基盤強化策が実施されることとなり、平成27年度から1,700億円の公費投入により本県内のいくつかの市町村で法定外繰入の減少が見られたところである。また、残る1,700億円については、平成30年度から財政調整機能の強化等に投入されることとなった。

しかし、他の公的医療保険制度に比べ、収入に対する保険料や一部負担金の負担水準が高いという国保の「構造上の問題」は解決されたとはいえないことから、今後実施される財政基盤強化策を検証し、引き続き必要な財政措置がなされることが、持続可能な制度とするために必要である。

また、より一層の医療費の適正化を図るためにも、保険者努力支援制度において個人の主体的な健康行動を促す都道府県、市町村の取組に係る評価項目のさらなる充実が必要である。

◆実現による効果

加入者の負担能力に応じた保険料や一部負担金の水準となることにより、被保険者間の負担不公平が解消される。

【本県における国保加入者の負担の状況 ー所得に対する保険料の負担割合ー】

1,000万円未満収入のほとんどの世帯・所得階層とも被用者保険(協会けんぽ)を上回り、特に収入100万円から300万円の世帯の負担が高くなっている。

| 収入 (万円) | 所得 (万円) | 横浜市国民健康保険 | | | | 協会けんぽ |
|------------|------------|-----------|--------|--------|--------|--------|
| | | 一人世帯 | 二人世帯 | 三人世帯 | 四人世帯 | |
| 100 | 35.0 | 6.50% | 12.51% | 18.52% | 24.53% | 13.16% |
| 200 | 122.0 | 9.74% | 11.81% | 14.57% | 13.19% | 8.20% |
| 300 | 192.0 | 9.34% | 11.53% | 13.72% | 14.16% | 7.86% |
| 400 | 266.0 | 9.14% | 10.72% | 12.30% | 13.89% | 7.76% |
| 500 | 346.0 | 9.02% | 10.24% | 11.45% | 12.67% | 7.35% |
| 600 | 426.0 | 8.95% | 9.94% | 10.92% | 11.91% | 7.09% |
| 700 | 510.0 | 8.90% | 9.72% | 10.55% | 11.37% | 6.85% |
| 800 | 600.0 | 8.86% | 9.56% | 10.22% | 10.75% | 6.62% |
| 900 | 690.0 | 8.82% | 9.28% | 9.42% | 9.42% | 6.45% |
| 1,000 | 780.0 | 8.33% | 8.33% | 8.33% | 8.33% | 6.31% |

協会けんぽの保険料負担率の
1.5倍を超える世帯

※ 協会けんぽは、平成29年10月から適用の保険料率(介護分を除く)、標準報酬月額が年間16月(ボーナスが4月分支給)として算定。

※ 横浜市は、平成29年度の保険料率による算定(介護分を除く。軽減適用後)。

(H30.2 神奈川県調べ)

(神奈川県担当課：健康医療局医療保険課)

3 保健・医療・福祉を担う人材の確保定着

【提案内容】

提出先 厚生労働省

(1) 医師不足及び医師の勤務環境を改善するには、**県内に勤務する医師数の増加が必要**であることから、医師養成数の増加のため、引き続き**医師臨床研修制度における募集定員を引き上げる**こと。

また、地域枠の設定による医学部の定員増は平成32年3月で時限が到来するが、医師の確保・偏在対策として重要な枠組みであるため延長すること。

◆現状・課題

本県の人口10万人当たりの医師数は全国平均を下回る状況にあり、医師の絶対数が不足しているほか、地域や診療科により偏在しており、地域医療に支障が生じている。「医療従事者の需給に関する検討会 医師需給分科会第2次中間取りまとめ」において、臨床研修について、本県をはじめとした「都市部」の定員を圧縮し、医師養成数を減少させることを想定しており、本県の医師不足に拍車をかける恐れがある。

また、医学部の定員増の時限措置が終了すれば、医師養成数が減少するため、重要な医師確保対策の枠組みがなくなることになる。

◆実現による効果

地域枠医師が継続して確保できるとともに、臨床研修病院における研修医が増えることにより、医師不足及び医師の勤務環境改善につながり、地域偏在の解消に寄与する。

【人口10万人当たりの医師数の推移】



(厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査の概況」(H16～H28)を基に作成)

(神奈川県担当課：健康医療局医療課)

(2) 福祉・介護ニーズの高度化・多様化に対応できる人材の確保・養成を図るため、**人材層ごとの機能、役割を明確化**するとともに、それを裏付ける**教育・養成体系を早期に整備**すること。

◆現状・課題

「介護福祉士」「研修等を修了し一定の水準にある者」「基本的な知識・技能を有する者」といった人材層の役割が混在しており、例えば、高度な専門性を有する介護福祉士が専門性を要さない配膳やベッドメイクなどの業務も行っているなど、限られた人材を有効活用できていない。そこで、意欲・能力に応じてキャリアアップを図り、キャリアに応じた役割を担うことができるようにするため、人材層ごとの機能、役割の明確化と、それを裏付ける教育・養成体系を早急に整備する必要がある。

◆実現による効果

介護職員のキャリアパスの整備を促進し、介護人材の資質の向上や処遇改善につなげていくことにより、介護人材の確保・定着に向けた取組を促進することができる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局地域福祉課)

- (3) 看護職員の不足を解消し、実践力の高い人材を確保するため、**早期に准看護師養成を停止**すること。また、看護師養成カリキュラムを超高齢社会等のニーズに対応する養成課程の教育内容に見直すこと。

◆現状・課題

本県では、医療の高度化、専門化等に対応するためには、現在の准看護師養成課程の教育内容では困難と考え准看護師養成を停止したが、国においても早期に准看護師養成停止の方針を示す必要がある。また、看護師養成カリキュラムは、平成21年第4次改正により統合分野の創設、各分野での教育内容の充実等が図られたものの、少子高齢化に対応する老年看護学等の充実が十分ではないこと、小児・母性看護学における臨地実習先の確保が困難となっていることなどから、分野の統合等も含めた更なる見直しが必要である。

◆実現による効果

国が准看護師養成停止の方針を示すことにより、全国で准看護師養成から看護師養成への転換が図られ、医療の高度化、専門化等に対応できる看護師養成を行うことが可能となる。

少子高齢化に対応した看護師養成カリキュラムを見直す（例えば老年看護学実習を増、小児・母性看護学実習を減）ことにより、各養成施設において、安定して小児・母性看護学実習の実習先を確保するとともに、時代の求めに応じた看護基礎教育を実施することが可能となる。

(神奈川県担当課：健康医療局保健人材課)

- (4) 救急救命士の知識や技能を活用するため、**救急用自動車等以外の場所で業務が行えるよう、職域の拡大**について法整備を進めること。

◆現状・課題

現在、救急救命士の業務を行う場所は、救急用自動車等に限定されているが、約2万人については消防職員でないことから、大規模集客施設等で勤務している場合、行える行為に制約があり、その資格が活かせる状況ではない。このため、消防職員以外の有資格者の能力を活用し、病院前救護（病院到着前の救急救命処置）を推進するため、その他の場所でも業務が行えるなどの法整備を進める必要がある。

◆実現による効果

病院前の救護体制が強化されることにより、安全・安心の確保の充実が図られる。

(神奈川県担当課：健康医療局医療課)

4 介護サービスにおけるインセンティブの構築

【提案内容】

提出先 厚生労働省

質の高い介護サービスの提供や地域包括ケアシステムの構築を促進するため、要介護状態の改善につながる取組や職員の定着、資質向上の取組を介護報酬で評価する等、事業所に対してインセンティブが働く仕組みを構築すること。

◆現状・課題

介護保険制度は、要介護認定者について、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることが目的であるが、現在の制度では、要介護度に応じて報酬が設定されており、要介護度を改善させた場合、報酬は減少してしまう。

事業者が行う質の高い介護サービスが適切に評価される仕組みを構築し、介護従業者の資質向上や定着確保に向けてインセンティブが働くようにする必要がある。

◆実現による効果

要介護度の改善につながる質の高いサービスや、介護従業者の資質向上、定着に向けた取組を積極的に評価することにより、より質の高い事業者、介護従業者の増加、ひいては介護保険制度の目的である、要介護者の尊厳の保持が可能となり、地域包括ケアシステムの構築が促進される。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局高齢福祉課)

5 中長期的な視点に立った介護保険制度の見直し

【提案内容】

提出先 厚生労働省

介護保険における地域区分については、賃金水準など地域の実情に即したものとなるよう、必要な見直しを行うこと。

また、低所得者に対しては、中長期的な視点を踏まえつつ、軽減措置の拡充を図るとともに、社会福祉法人による利用者負担軽減制度について、軽減対象者に一律に適用されるなど必要な見直しを行うこと。

◆現状・課題

本県内は交通機関が発達し物価もほぼ同様で、最低賃金も県内で統一されているにもかかわらず、地域区分は2級地からその他区分まであって、2級地に5級地が隣接するなど、非常に混在している。このため、介護保険事業者にとって、経営収支や人材確保の面で、深刻な影響が出ていることから、最低賃金に合わせて、より広域で同一の設定とするなどの見直しが必要である。

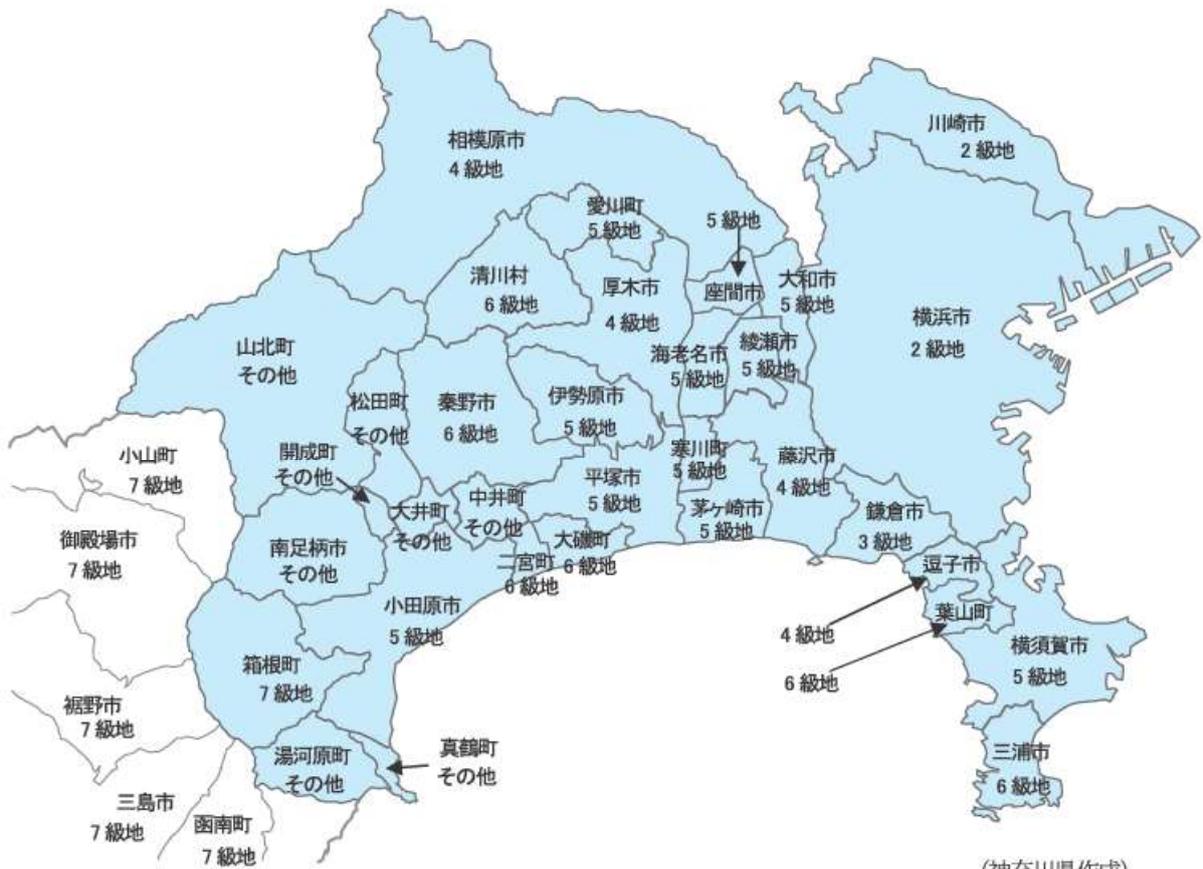
介護保険制度は、急速な高齢化に伴い保険料及び地方負担が増加傾向にあり、低所得者の負担が高まっていることから、所得状況にかかわらず介護保険制度を利用するためには、更なる低所得者対策が不可欠である。

◆実現による効果

地域区分を地域の実情に沿って見直すことで、介護保険事業所の経営安定化につながる。
また、低所得者の負担の軽減により、介護保険サービスの適切な利用を促すことで、高齢者の自立を支援するという介護保険制度の本来の目的を達成することが可能となる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局高齢福祉課)

[本県における介護保険の地域区分の状況]



(神奈川県作成)

11 健康・長寿社会の実現

1 未病改善の取組による健康・長寿社会の実現

【提案内容】

提出先 厚生労働省

本県が掲げる「未病」の概念の重要性が「健康・医療戦略」に盛り込まれたことを踏まえ、国においても、「未病改善」の視点に基づき、健康の維持・増進、病気等の進行抑制・改善に向けた個人の取組を支援するとともに、地方自治体における取組への支援を行うこと。

◆現状・課題

国の「健康・医療戦略」において、本県が掲げる「未病」の概念の重要性が盛り込まれた。未病改善は、国が掲げる健康・長寿社会の実現に有用であり、未病改善の視点を健康・医療政策に具体的に位置付け、国民一人ひとりが、食生活や運動面等の未病改善に取り組める社会環境づくりを早急に進める必要がある。

また、健康・長寿社会を実現するには、切れ目のない医療・介護・健康づくりサービスの提供体制の構築が重要である。地域医療提供体制や地域包括ケアシステムの構築を図る上では、医療・介護、ヘルスケアのデータを、ICTを活用して個人・関係者が共有し、きめ細かく対応できる体制づくりが大変有効であり、地域医療介護総合確保基金の目的とも合致していることから、基金を活用した支援が望まれる。

◆実現による効果

「未病」が健康・医療政策に位置づけられ、食・運動・社会参加による「未病改善」に誰もが取り組める社会環境の形成により、国民一人ひとりが、生活習慣病や高齢者の虚弱化の進行から、心身をより健康な状態に近づけることが可能となるなど、健康長寿社会の実現に資する。

(神奈川県担当課：健康医療局健康増進課)

2 総合的な認知症施策の充実強化

【提案内容】

提出先 厚生労働省

認知症の人やその家族など様々な関係者からの意見を踏まえ策定された「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」の実効性が確保されるよう、必要な情報提供や財源措置を講じること。

また、国として認知症の発症リスクを軽減する未病改善の研究等を一層推進すること。

◆現状・課題

平成 27 年 1 月に策定された国の「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」では、平成 30 年度からすべての市町村で実施することとされた「認知症初期集中支援推進事業」や新たな研修事業など、相当の準備を要する事業が多く位置付けられていることから、国において、研修実施等の人材育成などに関する必要な情報提供を行うなど、地方自治体への積極的な支援が必要である。認知症サポーター等養成、認知症コールセンター設置等の事業は老健局長通知で定める実施要綱に基づき実施することとされ、その財源については、国庫補助金（補助率 1/2）の措置がなされているが、安定性に欠けるため、法令に基づく地域医療介護総合確保基金の事業に移行するなど、安定的な財源措置を講じる必要がある。

また、国において研究や開発が進められているが、認知症は未だその病態解明が不十分であることから、根本的治療薬や予防法は十分に確立されていない。こうした状況の中、認知症の発症リスクを軽減するためには、認知機能検査に関する情報や、診療報酬・介護報酬等のビックデータといった客観的な数値等を活用して、住民等が一体となり地域全体で取組を推進できるスキームの開発を進めていく必要がある。

◆実現による効果

認知症の発症リスクを軽減するための未病改善の取組が推進されるとともに、財源措置が確実に行われることにより、選択肢が多く、より効果的な新オレンジプランの推進が担保される。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局高齢福祉課、健康医療局健康増進課)

3 がん対策の推進

【提案内容】

提出先 厚生労働省

- (1) 重粒子線によるがん治療について、保険診療の対象を拡大するとともに、診療報酬額を適正な水準とすること。また、保険診療の拡大に伴って人材が不足しないよう、放射線治療の専門医師の育成を図ること。

◆現状・課題

本県では、がん患者に優しく質の高い医療を提供するため、県立がんセンターにおいて重粒子線治療を平成 27 年 12 月から開始した。重粒子線によるがん治療のうち、先進医療に位置付けられている症例について、持続可能な医療保険制度の運営に留意しつつ、保険適用に向けて本県でもエビデンスの確立に向け取り組んでいるが、治療費の自己負担額が 300 万円を超え、高額であることから、患者負担軽減のため、保険適用の拡大が必要である。また、保険適用となった症例については、診療報酬額が低く医療機関側の大幅な減収が予想され、施設の運営が困難であるため、実態に合わせた診療報酬額とする必要がある。さらに、放射線治療の専門医師は全国的に数が限られており、確保が厳しい状況にあることから、人材を育成する必要がある。

◆実現による効果

保険診療となった場合には、患者の自己負担額は保険診療の制度で定められた割合に抑えられる上、高額療養費制度も適用され、患者の経済的負担を大幅に下げることができる。

また、保険診療にあたって、診療報酬額を適正な水準とするとともに、放射線治療医を育成することにより、医療機関の運営や人材確保が安定し、重粒子線治療を安定して患者に提供することが可能となる。

(神奈川県担当課：健康医療局県立病院課)

- (2) がん検診受診率の向上に向け、国において、労働安全衛生法で事業主にがん検診の実施を義務付けるとともに、効果的、効率的な検診方法の研究、検証を進めること。また、市町村が地域の実情に応じて、受診促進策を充実させることができるよう、十分な財源措置を講じること。

◆現状・課題

職域におけるがん検診は、事業主に実施が義務付けられていないため、本県から事業主に対して検診の実施や受診促進について強い働きかけができない。

胃がん検診においては、リスク検診を導入する市町村があるが、この検診は、費用が安価で、身体的負担も少ない一方、その方法が確立されておらず、効果も十分に検証されていない。

市町村がん検診の受診を促進するための国の補助事業があるが、全額補助ではないため、市町村の負担が大きく、実施を見送る市町村や、事業縮小する市町村も出ている。

[県内のがん検診受診率]
(職域を含む) ※平成 28 年

| | |
|-------|-------|
| 胃がん | 41.8% |
| 大腸がん | 42.2% |
| 肺がん | 45.9% |
| 乳がん | 45.7% |
| 子宮頸がん | 44.6% |

(厚生労働省「平成 28 年国民生活基礎調査」を基に作成)

◆実現による効果

がん検診の受診率向上により、早期発見・治療につながり、がん患者の生存率が向上する。

(神奈川県担当課：健康医療局がん・疾病対策課)

- (3) 受動喫煙防止対策の強化に向けて、国において、**実効性の高い法制度の整備**を行うとともに、施行主体となる都道府県等に十分な財政支援を行うこと。

◆現状・課題

全国的に、受動喫煙防止対策が十分とは言えない状況にある中、国において、実効性のある受動喫煙防止対策を盛り込んだ法制度の整備を行う必要がある。

なお、県民が、他都道府県において受動喫煙による健康への悪影響を受けないよう、法制度の整備に当たっては、県条例と同等の規制が必要である。

◆実現による効果

県内にとどまらず、受動喫煙が防止できる環境整備が促進されることにより、受動喫煙による県民の健康への悪影響を未然に防止するとともに、喫煙率が低下する効果も期待される。



※ H25、H27 は、条例の規制が努力義務となる小規模施設を除いた数字 (神奈川県「受動喫煙に関する県民意識調査」を基に作成)

(神奈川県担当課：健康医療局健康増進課)

- (4) がん患者が身近な地域で質の高いがん医療を受けられるようにするため、**がん診療連携拠点病院**が機能強化や地域連携に意欲的に取り組めるよう、**診療報酬のさらなる充実**を図ること。

◆現状・課題

がん診療連携拠点病院の指定要件が厳格化され、診療体制や相談支援、緩和ケア提供体制などのさらなる機能強化や地域連携が求められている。平成 30 年度診療報酬改定では、「緩和ケアを含む質の高いがん医療の評価」の中で、項目の追加や要件の見直しが行われたものの、改善が図られたのは、相談業務や緩和ケア提供体制のごく一部に限られていることから、がん診療連携拠点病院に対する診療報酬としては十分ではない。このため、がん診療連携拠点病院は限られた財源、人員の中で機能強化等に取り組んでいる状況である。

◆実現による効果

がん診療連携拠点病院における診療体制、相談支援、緩和ケア提供体制の機能が強化されることにより、がん患者が、身近な地域で、安心して質の高い医療を受けられるようになる。

(神奈川県担当課：健康医療局がん・疾病対策課)

- (5) がん患者の治療と仕事の両立の推進に向けて、企業の積極的な取組を促進するため、国として企業に対する表彰制度や助成金等による支援の制度を充実・強化すること。

◆現状・課題

就労可能年齢（20歳から64歳まで）でがんになり患っている者が増加する中、医療の進歩等により、がんの5年相対生存率も年々上昇していることから、がん患者が治療と仕事を両立できる可能性が高まっている。しかし、企業における柔軟な休暇制度、勤務制度等両立を可能とする社内制度の整備は進んでいない。今後、企業の積極的な取組を促すには、企業に対する表彰制度や助成金による支援制度等を充実・強化する必要がある。

◆実現による効果

がん患者への就労支援に取り組む企業が増えることにより、治療と仕事が両立できる環境が整備され、がん患者の継続的な就業が可能となる。

(神奈川県担当課：健康医療局がん・疾病対策課)

4 感染症対策の強化

【提案内容】

提出先 厚生労働省

2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、水際対策等感染症体制を強化し、それに伴い地方自治体を実施する対策について、財政措置を講じること。

特に風しんについては、平成26年4月から施行された「風しんに関する特定感染症予防指針」における目標達成に向け、国としても対策を一層強化するとともに、地方自治体が取り組む風しん対策に対し、財政措置を講じること。

◆現状・課題

平成30年5月現在、沖縄県等において麻しんの感染が拡大している。これは沖縄県内を旅行中の台湾からの麻しん患者と接触歴のあった二次感染例を中心に患者の発生が続いているものである。東京オリンピック・パラリンピック競技大会では更に多くの訪日客が予想され、それに伴い麻しん等の感染症のリスクも高まることから、監視体制や検査体制など感染症対策の強化が必要となる。

特に風しんについては、今後も周期的に流行する可能性があるため、本県では「風しん撲滅作戦」を展開し取組を進めている。国においても「風しんに関する特定感染症予防指針」における目標達成に向け、対策を一層強化するとともに、成人の予防接種費用に対する助成など地方自治体が取り組む風しん対策に対して、財政措置を講じる必要がある。

◆実現による効果

感染症対策が強化されることにより、海外からの感染症の流入の防止、国内での感染拡大防止を図ることができる。

また、風しん対策を強化することにより、風しんの予防が進み、風しん排除の目標が達成される。

(神奈川県担当課：健康医療局健康危機管理課)

1.2 共生社会の実現と障がい福祉制度等の見直し

1 共生社会の実現に向けた積極的な取組について

【提案内容】

提出先 内閣府、厚生労働省

誰もがその人らしく暮らすことのできる**共生社会の実現**に向けて、国においても、障がい者週間における広報などの取組のより一層の充実、不当な差別的取扱いの禁止や合理的な配慮の提供に関する**普及啓発の強化等**を行うこと。

◆現状・課題

平成 28 年 7 月 26 日に、神奈川県立の障がい者支援施設「津久井やまゆり園」において、大変痛ましい事件が発生した。

このような事件が二度と繰り返されないよう、本県では、共生社会の実現に向け、平成 28 年 10 月 14 日に本県議会の議決を得て、「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等のあらゆるメディアを活用して憲章の理念の普及推進に取り組んでいる。昨年 7 月には、事件が発生した日を含む 1 週間を「ともに生きる社会かながわ推進週間」と位置付け、広報活動を集中的に行うほか、本年 3 月には憲章の理念を広めるイベントを開催しており、今後もこうした取組を一過性のものにせず、継続的な取組とすることが重要と認識している。

内閣府の「障がい者に関する世論調査」によると「共生社会」を知っている人の割合は、45%程度に過ぎない。また本県の県民ニーズ調査（平成 29 年 10 月実施）では、障がい者に対して、障がいを理由とする差別や偏見があると答えた人の割合は、50%を超える結果となっている。

本県では、こうした動向も踏まえ憲章の理念の普及に取り組んでいるところだが、共生社会の実現は本県だけの課題ではなく、国全体、社会全体として取り組むべき普遍的な課題である。

◆実現による効果

共生社会の実現に向けた理念の普及啓発と、障がい者の活動や社会への参加を妨げる障壁（バリア）を取り除くための取組を全国的により一層充実して行うことで、社会全体で障がい福祉への理解が深まることになり、誰もがその人らしく暮らすことのできる共生社会が実現する。

| | | |
|----------------------------|--------------------|---------------|
| Q1. 障がいを理由とする差別や偏見があると思うか？ | ある (83.9%) | ない (14.2%) |
| Q2. 障がい者週間を知っているか？ | 知らない (76.1%) | 知っている (23.9%) |
| Q3. 共生社会という考え方を知っているか？ | 知らない又は言葉だけ (53.3%) | 知っている (46.6%) |

(内閣府「障がい者に関する世論調査」(129.8)を基に作成)



(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局共生社会推進課、障害福祉課)

2 障がい福祉施策に係る超過負担の解消

【提案内容】

提出先 厚生労働省

障がい福祉施策における**地域生活支援事業**について、事業量に見合った予算措置がされておらず、**市町村の超過負担が恒常化**していることから、国において必要な財源措置を行うこと。

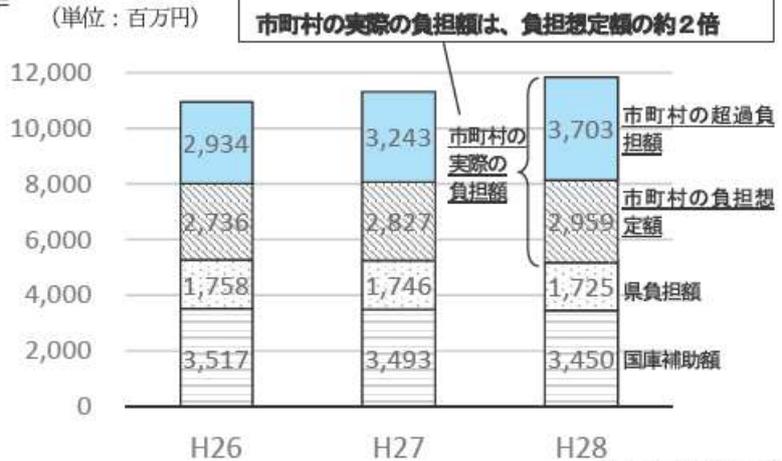
特に、地域生活支援事業に位置付けられた事業のうち、移動支援や日常生活用具給付等の個人向け給付事業は、確実な財源措置がなされるよう、負担金事業とすること。

◆現状・課題

本県における平成 28 年度の市町村の超過負担額は 37 億円に達し、特に移動支援や日常生活用具給付は、市町村地域生活支援事業費に占める割合が高く、超過負担の大きな要因となっており、サービスの維持に支障をきたすおそれがある。

平成 30 年度の国予算額は総額 5 億円増額したものの、依然として超過負担解消には至っていない。

[本県の市町村地域生活支援事業超過負担の状況の推移(決算額)]



◆実現による効果

負担金事業化するなど、確実な財源措置を行うことにより、市町村の財政力に左右されない、安定的なサービス供給が図られる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局障害福祉課)

3 小児・ひとり親・重度障害者医療費助成制度の創設

【提案内容】

提出先 厚生労働省

子育て世帯や重度障がい者の経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるよう、国において小児、ひとり親及び身体・知的・精神の重度障がい者への医療費助成制度を創設すること。

また、地方単独医療費助成制度の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金の削減措置を直ちに全面廃止すること。

◆現状・課題

子育て世帯や障がい者、その家族の経済的負担の軽減に寄与する小児・ひとり親・重度障害者医療費助成制度は、すべての都道府県並びに市町村が単独事業として実施しているが、その実施内容を見ると、地域の財政力などによりサービス水準に格差が生じている。

また、現在、地方自治体がこうした助成を行った場合、国保国庫負担金の削減措置が行われているが、平成 30 年度から、未就学児に限って削減措置が廃止されることとなった。平成 28 年度、本県の削減額は約 44 億円であり、市町村の国保財政に多大な影響を与えていることから、直ちに全面廃止すべきである。

◆実現による効果

小児・ひとり親・重度障害者医療費助成制度が全国统一の制度となることにより、地域間の格差が解消される。

また、国による制度創設が行われるまでの間は、国保国庫負担金の削減措置を廃止することで、被保険者の保険料負担及び地方自治体における財政負担の軽減が図られる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局障害福祉課、子ども家庭課、健康医療局医療保険課)

VI 教育・子育て

13 子ども・子育て応援社会の推進

1 待機児童対策の一層の推進

【提案内容】

提出先 内閣府、文部科学省、厚生労働省

- (1) 子ども・子育て支援新制度において、子育て支援の充実のため必要とされる1兆円ベースの財源のうち、財源措置の方針が示されていない0.3兆円ベースの財源についても早急に確保し、本来、新制度が目指すべき質の向上を図ること。

◆現状・課題

子ども・子育て支援新制度において、国の平成30年度当初予算では、必要とされる財源1兆円のうち、消費税増税分以外で財源措置するとしている0.3兆円ベースの財源については、保育士等の処遇改善の経費として一部実施されたのみである。

◆実現による効果

0.3兆円ベースの財源確保により、1歳児の職員配置や4・5歳児の職員配置の改善等が実施される。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局次世代育成課)

- (2) 子ども・子育て支援新制度が目指す待機児童ゼロを実現し、子育てしやすい環境を整えるため、保育所整備にかかる補助率のかさ上げを継続するとともに、幼稚園の活用など多様な保育ニーズに対応する受け皿づくりに対する地方への財政的支援を継続の上、拡充すること。

◆現状・課題

本県における保育所等利用待機児童数は平成30年4月1日時点で867人であり、またいわゆる潜在的待機児童数は8,017人に上り、幼児教育無償化に伴う保育ニーズの増加も予想されることから、今後も継続した保育の受け皿の整備が求められている。保育所等の整備に関する補助率のかさ上げ(1/2→2/3)を継続するとともに、平成30年度に創設された幼稚園における2歳児預かりについて、運営費支援の充実と改修費補助の創設が必要である。

◆実現による効果

保育所等の整備に関する地方への財政的支援の拡充により、保育ニーズの受け皿の整備が一層進む。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局次世代育成課)

- (3) 今後ますます増加する保育需要に応えるためには、保育士の離職防止や就業促進をより一層図る必要があることから、保育士の処遇について、他の職種の給与水準を踏まえた改善を図ること。

◆現状・課題

保育士の処遇については、平成29年度は、一定の知識・経験を有する者への月額4万円の追加的処遇改善が図られたものの、対象者数に上限があり全員に行き渡っていない。保育士の賃金は、全職種の平均と比較して月額11万円程度低額となっており、保育士の確保のためには、保育士の給与水準の更なる改善が必要である。

◆実現による効果

保育士の給与水準が全職種平均まで改善されることにより、保育士への就業希望者が増え、保育士不足の解消が進む。

[本県の保育所等定員数、保育所等利用申請者数及び待機児童数の推移]



※ 数値は各年度4月1日時点のもの。(厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査」(H26～30年)を基に作成)

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局次世代育成課)

2 子どもの貧困対策の推進

【提案内容】

提出先 内閣府、文部科学省、厚生労働省

生活困窮が強く懸念されるひとり親家庭などへの子どもの貧困対策については、経済的な支援を実施するとともに、教育、生活及び保護者に対する就労の各支援施策において、国を挙げた総合的な対策を強力に推進すること。

また、貧困の状態にある子どもに対する支援施策については、地方の意見を聴取し、柔軟な制度とするとともに、地方への財政的支援を拡充すること。

◆現状・課題

子どもの貧困については、その前提として親の貧困があり、非正規雇用の低賃金など、社会構造全体に及ぶ課題である。特にひとり親家庭は、非正規雇用の割合が高く、本県が実施したひとり親家庭アンケート調査結果(平成28年8月)によると、家族全体の過去1年間の年収として、200万円未満が44.6%、過去1年間に経済的理由のために公共料金の支払いができなかった、または滞ったことがあるという回答が26.9%など、経済的に厳しい状況に置かれている。

子どもたちが生まれ育った環境によってその将来が左右されることのないよう、また、貧困が連鎖することのないよう、子育て支援に関する情報提供の充実や子どもの居場所づくりなど、子どもの貧困対策を一層推進するため、国を挙げた取組の充実が急務である。

また、子どもの貧困対策を進めるにあたっては、子どもに身近な市町村が地域の実情に合わせて取り組むことが重要であることから、例えばひとり親家庭の子どもを対象とした子どもの居場所づくり事業など、貧困の状態にある子どもに対する支援施策については、柔軟な制度とするとともに、すべての市町村が取り組み可能となるよう、地方への財政的支援を拡充する必要がある。

◆実現による効果

子どもの貧困対策の取組の強化により、経済的支援に加え、教育、生活及び保護者に対する就労の各支援がより一層推進され、「子どもたちが、自分の将来に希望を持てる社会の実現」につながる。

[本県の生活保護を受けている母子世帯数の推移]

| 区分 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 母子世帯数(世帯) | 7,768 | 8,567 | 8,993 | 9,106 | 9,067 | 9,074 | 8,848 |

※数値は各年度の平均 (「神奈川県生活保護」(H30.1)を基に作成)

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局子ども支援課)

Ⅶ 県民生活

1.4 拉致問題の早期解決

1 拉致問題の全容解明と拉致被害者等の早期帰国の実現

【提案内容】

提出先 内閣官房、外務省

- (1) 北朝鮮当局による拉致問題の全面解決のため、関係諸国や国際機関等と連携・協調し、**拉致問題の徹底的な全容解明と特定失踪者を含む安否不明者の生存確認及び早期帰国の実現を図ること。**

◆現状・課題

平成14年9月の日朝首脳会談において北朝鮮当局が、初めて日本人の拉致を認め、5人の拉致被害者が帰国してから、既に15年が経過した。拉致被害者の帰国を待つ御家族の高齢化も進み、残された時間は非常に少なく、家族会並びに救う会からも「今年中の全拉致被害者救出」が強く求められており、早期帰国の実現が必要である。

平成26年7月、北朝鮮は特別調査委員会による拉致被害者を含むすべての日本人に関する包括的全面的調査実施を約束した（ストックホルム合意）。しかし平成28年、北朝鮮による核実験の実施や弾道ミサイルの発射等挑発行為が続き、日本政府が独自制裁を強化したことを受け、北朝鮮は一方的に包括的調査の全面的中止及び特別調査委員会の解体を表明した。平成30年の平昌オリンピックを契機に、北朝鮮は南北融和路線を打ち出しているが、拉致問題については進展がない状況である。

拉致問題は、日本と北朝鮮との関係にとどまらない国際的な人権侵害問題であることから、関係諸国や国際機関等と連携して取組を進める必要がある。さらに、安否不明者の生存確認など、北朝鮮による拉致の可能性が排除できないいわゆる特定失踪者にまで拉致問題の取組の枠を広げる必要がある。

◆実現による効果

拉致問題の全面解決及び拉致被害者等の帰国により、拉致被害者等家族及び県民の悲願が実現する。



(神奈川県担当課：国際文化観光局国際課)

- (2) 「対話と圧力」、「行動対行動」という姿勢で日朝政府間協議に臨むとともに、交渉期限を設定するなどあらゆる方策を尽くし、**拉致問題の全面解決を粘り強く迫ること。**

◆現状・課題

外交交渉や制裁措置の実施にもかかわらず、拉致問題はいまだに解決していない。政府は、「対話と圧力」、「行動対行動」を基本姿勢として、拉致問題の全面解決に向けて、交渉期限を設定するなど北朝鮮の行動を促す圧力となるような方策を講じ、事態の打開を図る必要がある。

◆実現による効果

拉致問題の全面解決により、拉致被害者等家族及び県民の悲願が実現する。

(神奈川県担当課：国際文化観光局国際課)

- (3) 北朝鮮に不測の事態が発生した場合に備え、**拉致被害者等の救出及び安全確保**のため、関係諸国や国際機関等と連携し、適切に対応できるよう準備を進めること。

◆現状・課題

北朝鮮は、組織的、広範かつ深刻な人権侵害を行っており、「北朝鮮における人権に関する国連調査委員会」報告書においても非難されている。さらに、北朝鮮は平成29年9月に6度目の核実験を行うとともに、弾道ミサイルの発射を繰り返すなど国際社会に対する威嚇を続けており、朝鮮半島を巡る情勢は緊張が高まっている。

国際社会が北朝鮮に対する国連安保理決議に基づく措置に取り組む中、北朝鮮は体制維持のため、厳しい対応を行っており、万が一が体制が崩壊するなど不測の事態が発生した場合、拉致被害者等邦人の救出及び安全確保が課題である。

◆実現による効果

北朝鮮に不測の事態が生じた場合、円滑な邦人の救出及び安全確保が実現する。

(神奈川県担当課：国際文化観光局国際課)

(4) 拉致問題を風化させないための取組をより一層強化すること。

◆現状・課題

拉致問題は、発生から40年以上の長い年月が経過しており、拉致被害者等の御家族の高齢化も進んでいる。解決に向けては、国民の世論を盛り上げ、交渉の後押しをしていく必要がある。しかしながら、問題発生から長い年月が経過しているため、絶えず世論を盛り上げ維持していくためには、粘り強い啓発活動を実施していく必要がある。

○平成29年度拉致問題に関する本県の主な取組

1 映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」上映会

- ・開催日 平成29年10月15日～平成30年2月16日の間 計5回
- ・場所 県内各地
- ・内容 映画の上映、横田めぐみさん・特定失踪者パネルの展示
- ・参加 573人

2 「すべての拉致被害者救出を！」めぐみさんと家族の写真展

- ・開催日 平成29年12月10日
- ・場所 新都市プラザ
- ・内容 黒岩祐治知事、徳江雅彦横浜市理事、松田良昭拉致問題地方議会全国協議会会長・北朝鮮に拉致された日本人を救う神奈川県議会有志の会代表あいさつ、横田めぐみさん写真展、神奈川県にゆかりのある特定失踪者パネル展示、アニメめぐみ等の上映、拉致被害者御家族（横田早紀江さん）ビデオメッセージ、特定失踪者御家族の訴え、横田めぐみさんの同級生の吉田直矢さんコンサート等



3 神奈川ゆかりの特定失踪者パネル等の展示

- ・期間 平成29年4月～平成30年2月
- ・場所 57か所（県民利用施設や県内市役所ロビーなど）
- ・内容 神奈川ゆかりの特定失踪者パネル等を県内全市町村で展示

◆実現による効果

拉致問題の風化を防止し、解決に向けた国民世論が喚起される。

(神奈川県担当課：国際文化観光局国際課)

Ⅷ 県土・まちづくり

15 広域交通ネットワークの整備促進

1 東京五輪とその先を見据えた幹線道路網の整備と活用

【提案内容】

提出先 国土交通省

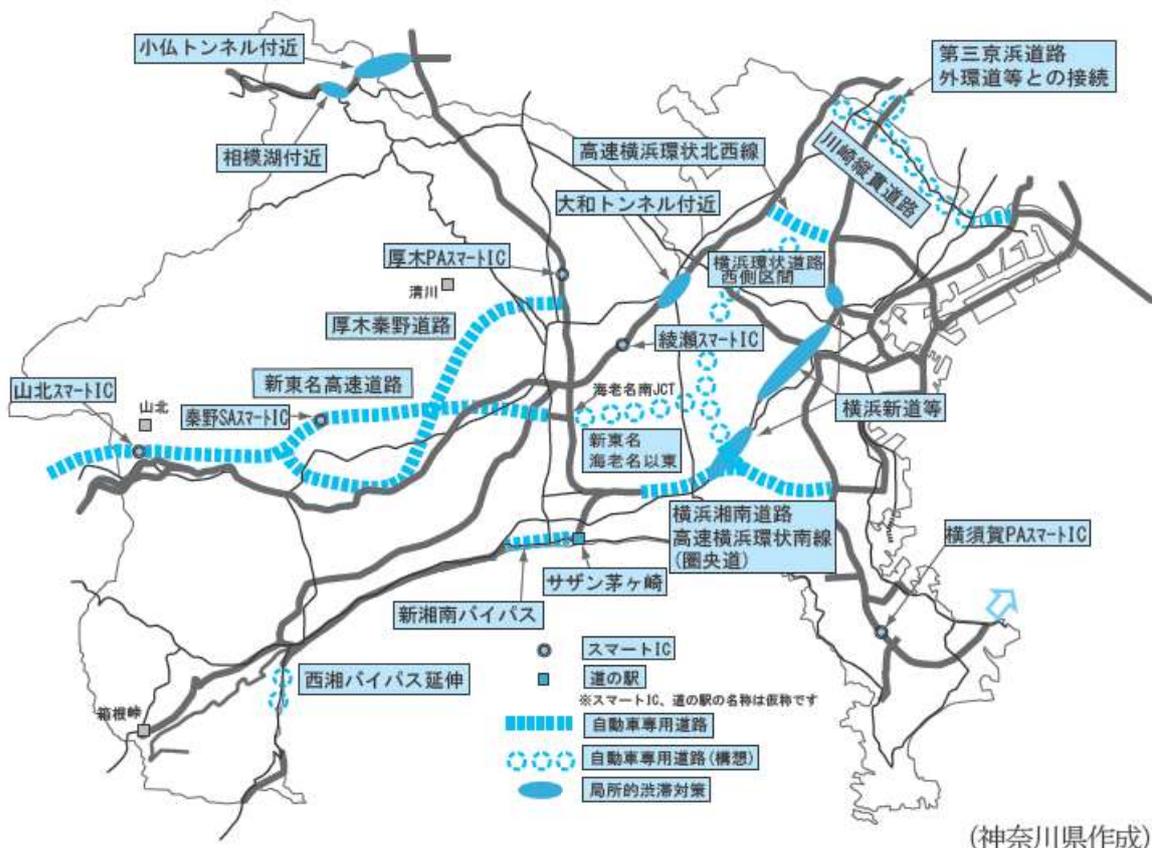
- (1) 一層の観光振興や生産性の向上を実現していくため、「新東名高速道路」、「横浜湘南道路・高速横浜環状南線（圏央道）」、「高速横浜環状北西線」及び「厚木秦野道路」の早期整備を図ること。また、新東名高速道路の海老名以東の計画の具体化を図ること。
- (2) 高速道路ネットワークを最大限活用できるよう、東名高速道路などの局所的な渋滞対策やスマートICの早期整備を図ること。
- (3) 高速道路ネットワークと一体となって地域の交流連携を支える幹線道路の整備や、地方創生の拠点となる道の駅の整備を推進するために必要な予算措置を講じること。

◆現状・課題

首都圏機能の一翼を担う本県の道路網は、人口や都市機能の集積に比して整備が十分とは言えず、円滑で安定的な経済活動を支える幹線道路網の整備が急務となっている。

◆実現による効果

広域的な交通利便性の向上などにより、本県はもとより、首都圏全体の経済の好循環が図られる。また、災害時における応急活動などを支える基盤の充実強化が図られる。



(神奈川県担当課：県土整備局道路企画課)

2 橋りょう・トンネル等道路施設の老朽化・防災対策

【提案内容】

提出先 国土交通省

道路施設の高齢化への対応や、巨大地震をはじめとする大規模災害への備えなど、国土の強靱化に向けた取組を推進するため、高速道路や国道における道路施設の老朽化対策、防災・減災対策を進めるとともに、本県の道路施設においても必要な予算措置を講じること。

◆現状・課題

修繕・更新を必要とする道路施設が加速度的に増加していくことが見込まれる中、予防保全による修繕等を確実に進めていく必要がある。首都直下地震などへの対応力を高めるためには、橋りょうの耐震化などを、より一層推進する必要がある。

◆実現による効果

適切な修繕・更新を行うことにより、道路利用者の安全・安心を確保するとともに、大規模災害時における迅速かつ円滑な救命救急活動や復旧活動などを支えることができる。

(神奈川県担当課：県土整備局道路企画課、道路管理課)

3 鉄道網の整備促進

【提案内容】

提出先 総務省、国土交通省

- (1) リニア中央新幹線については、整備を促進するとともに、神奈川県駅（橋本）周辺のまちづくりについても、重点的かつ積極的に地方自治体へ支援を講じること。
- (2) 寒川町倉見地区の東海道新幹線新駅や藤沢市村岡地区の東海道線新駅等の実現を図るため、駅整備に要する地元自治体の負担を軽減する制度整備や確実な予算措置を講じること。
- (3) 相鉄いずみ野線の延伸、相模線の複線化、東海道貨物支線の貨客併用化、小田急多摩線の延伸など、神奈川の拠点づくりを支える鉄道整備について、公的支援を拡大すること。

特に、既存路線の延伸などにより、新たな鉄道ネットワークの形成に資する事業については、国による助成制度の拡充や、新たな支援方策の構築を図ること。

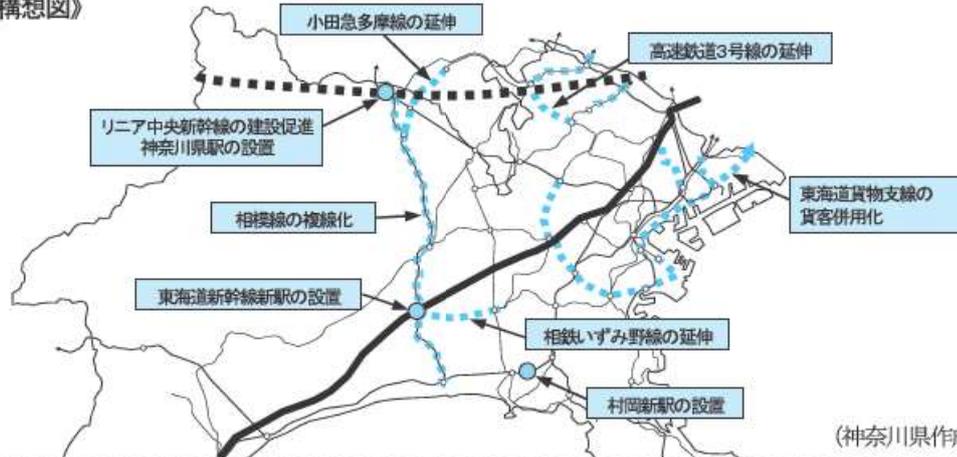
◆現状・課題

全国との交流連携の窓口をはじめ、首都圏の玄関口となる本県における様々な拠点づくりを支え、その効果を広く波及させるため、利便性の高い鉄道網の形成が必要である。

◆実現による効果

東京都心への過度な一極集中を改善し、災害リスクや人口減少などの課題を首都圏全体で受け止めることにより、都市機能の向上や国際競争力の強化などに大きく寄与する。

《鉄道網構想図》



(神奈川県担当課：県土整備局環境共生都市課、交通企画課)

参 考 1

「平成31年度国の施策・制度・予算に関する提案」事項 府省別一覧

内閣官房

- 7 成長戦略の実現に向けた国の政策の推進
- 14 拉致問題の早期解決

内閣府

- 1 地方財政制度の改革
 - 2 地方税制度の改革
 - 4 大規模災害対策の推進
 - 5 基地対策の推進
 - 6 AI（人工知能）を活用した予測に基づく治安対策
 - 7 成長戦略の実現に向けた国の政策の推進
 - 12 共生社会の実現と障がい福祉制度等の見直し
 - 13 子ども・子育て応援社会の推進
- 公正取引委員会
- 9 働き方改革の着実な推進

総務省

- 1 地方財政制度の改革
- 2 地方税制度の改革
- 8 都市農業の持続的発展を図るための税制度の見直し
- 15 広域交通ネットワークの整備促進

消防庁

- 4 大規模災害対策の推進

外務省

- 5 基地対策の推進
- 14 拉致問題の早期解決

財務省

- 1 地方財政制度の改革
- 2 地方税制度の改革
- 8 都市農業の持続的発展を図るための税制度の見直し

文部科学省

- 4 大規模災害対策の推進
- 7 成長戦略の実現に向けた国の政策の推進
- 13 子ども・子育て応援社会の推進

厚生労働省

- 7 成長戦略の実現に向けた国の政策の推進
- 9 働き方改革の着実な推進
- 10 地域包括ケアシステムの構築に向けた医療・介護提供体制の推進
- 11 健康・長寿社会の実現
- 12 共生社会の実現と障がい福祉制度等の見直し
- 13 子ども・子育て応援社会の推進

農林水産省

- 8 都市農業の持続的発展を図るための税制度の見直し

経済産業省

- 2 地方税制度の改革
 - 3 分散型エネルギーシステムの構築
- 資源エネルギー庁**
- 3 分散型エネルギーシステムの構築
 - 4 大規模災害対策の推進
- 中小企業庁**
- 9 働き方改革の着実な推進

国土交通省

- 4 大規模災害対策の推進
 - 15 広域交通ネットワークの整備促進
- 気象庁**
- 4 大規模災害対策の推進

環境省

- 原子力規制庁**
- 4 大規模災害対策の推進

防衛省

- 5 基地対策の推進

参 考 2

「平成31年度国の施策・制度・予算に関する提案」事項
神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略関連項目一覧

| | |
|--|---|
| 平成 31 年度国の施策・制度・予算に関する提案 | 神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略 |
| II エネルギー・環境 3 分散型エネルギーシステムの構築 | 基本目標 2 (2) 神奈川モデルのショーケース化 |
| IV 産業・労働 7 成長戦略の実現に向けた国の政策の推進 9 働き方改革の着実な推進 | 基本目標 1 (1) 未病産業 (5) 産業創出・育成 基本目標 2 (2) 神奈川モデルのショーケース化 基本目標 4 (1) 健康長寿のまちづくり 基本目標 3 (3) 働き方の改革 |
| V 健康・福祉 10 地域包括ケアシステムの構築に向けた医療・介護提供体制の推進 11 健康・長寿社会の実現 | 基本目標 4 (1) 健康長寿のまちづくり 基本目標 3 (1) 結婚から育児までの切れ目ない支援 基本目標 4 (1) 健康長寿のまちづくり |
| VI 教育・子育て 13 子ども・子育て応援社会の推進 | 基本目標 3 (1) 結婚から育児までの切れ目ない支援 |
| VIII 県土・まちづくり 15 広域交通ネットワークの整備促進 | 基本目標 4 (3) 交通ネットワークの充実 |



神奈川県

政策局自治振興部広域連携課（内線 3152 ～ 3155）

横浜市中区日本大通 1 丁目 231-8588 電話 (045) 210-1111（代表）